

名古屋市公報	令和 2年 7月22日 第62号
	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 発行所 名古屋市役所 電話 [052] 972-2246 編集兼 名古屋市総務局法制課長 発行人

目次	ページ
条 例 ○ 名古屋市入学準備金条例の一部を改正する条例 (教育・総務課) (第56号) 5 ○ 名古屋市市税条例の一部を改正する条例 (財政・税制課) (第57号) 6	
規 則 ○ 名古屋市瑞穂公園条例施行細則の一部を改正する規則 (ス市・スポーツ振興室) (第99号) 7	
告 示 ○ 特定計量器定期検査の実施 (経済・産業企画課) (第429号) 14 ○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定 (健福・保護課) (第430号) 16 ○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の変更 (健福・保護課) (第431号) 19 ○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止 (健福・保護課) (第432号) 21 ○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の休止 (健福・保護課) (第433号) 23 ○ 生活保護法による医療機関の指定 (健福・保護課) (第434号) 24 ○ 生活保護法による指定医療機関の変更 (健福・保護課) (第435号) 25 ○ 生活保護法による指定医療機関の廃止 (健福・保護課) (第436号) 26 ○ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定 (健福・保護課) (第437号) 27 ○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による施術機関の指定 (健福・保護課) (第438号) 28 ○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定施術機関の変更 (健福・保護課) (第439号) 30 ○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永	

住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定施術機関の廃止	(健福・保護課)	(第440号)	32
○ 事後調査計画書（供用開始後）について	(環境・地域環境対策課)	(第441号)	34
○ 道路の占用を制限する区域を指定する告示	(緑土・道路管理課)	(第442号)	36
○ 市営住宅先着順入居希望者の公募について	(住都・住宅管理課)	(第443号)	44
○ 市議会の議決を経た予算の要領	(財政・財政課)	(第444号)	50
○ 指定障害福祉サービス事業者の指定について	(健福・障害者支援課)	(第445号)	64
○ 指定一般相談支援事業者等の指定について	(健福・障害者支援課)	(第446号)	67
○ 指定障害福祉サービス事業の廃止について	(健福・障害者支援課)	(第447号)	69
○ 個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金の指定	(財政・税制課)	(第448号)	71
○ 有料公園施設の供用時間の変更について	(観光・名古屋城総合事務所)	(第449号)	72
○ 有料公園施設の供用時間の変更について	(緑土・緑地管理課)	(第450号)	73
達			
○ 名古屋市自殺対策推進本部規程の一部改正	(健福・総務課)	(第43号)	74
上 下 水 道 局 告 示			
○ 公共下水道の供用及び下水の処理の開始		(第15号)	76
公 告			
○ 令和 2年度愛知県排水設備工事責任技術者試験等公告	(上下水・営業課)		87
○ 農業委員会総会の開催公告	(農業委員会)		91
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告	(経済・地域商業課)		92
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告	(経済・地域商業課)		96

条 例 の あ ら ま し

○ 名古屋市入学準備金条例の一部を改正する条例（第56号）

1 改正内容

入学準備金の延滞利息の割合について規定の整備を行います。（第12条関係）

2 施行期日

令和 2年 8月 1日から施行します。

○ 名古屋市市税条例の一部を改正する条例（第57号）

1 改正内容

地方税法（昭和25年法律第 226号）の一部改正により、新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例が定められたことに伴い、規定の整備を行います。（附則第26条関係）

2 施行期日

令和 3年 1月 1日から施行します。

規 則 の あ ら ま し

○ 名古屋市瑞穂公園条例施行細則の一部を改正する規則（第99号）

1 改正内容

瑞穂公園体育館の設置に伴い、規定の整備を行います。（第 5条、第 9条から第11条、第21条、別表第 1から別表第 3関係）

2 施行期日

別に規則で定める日から施行します。

達 の あ ら ま し

○ 名古屋市自殺対策推進本部規程の一部を改正する規程（第43号）

1 改正内容

令和 2年度の組織改正等に伴い、規定の整備を行います。（第 7条及び別表関係）

2 施行期日

発布の日から施行します。

名古屋市入学準備金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 7 月 15 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第56号

名古屋市入学準備金条例の一部を改正する条例

名古屋市入学準備金条例（平成16年名古屋市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第12条第 1 項中「年 5 パーセント」を「年 3 パーセント」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 2 年 8 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例による改正後の名古屋市入学準備金条例の規定は、延滞利息のうち施行日以後の期間に対応するものについて適用し、施行日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

名古屋市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 7 月 16 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第57号

名古屋市市税条例の一部を改正する条例

名古屋市市税条例（昭和37年名古屋市条例第45号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 条を加える。

（新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例）

第26条 法附則第60条第 3 項に規定する市町村払戻請求権放棄は、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和 2 年法律第25号）第 5 条第 4 項に規定する指定行事の同条第 1 項に規定する中止等により生じた同項に規定する入場料金等払戻請求権の全部又は一部の放棄とする。

附 則

この条例は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

名古屋市瑞穂公園条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 7 月 17 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第99号

名古屋市瑞穂公園条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市瑞穂公園条例施行細則（令和 2 年名古屋市規則第75号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 6 項中「別表第 1 備考第 11 号」を「別表第 1 専用使用（体育館を除く。）の表備考第 11 号」に改める。

第 9 条第 1 項中「別表第 1 備考第 2 号」を「別表第 1 専用使用（体育館を除く。）の表備考第 2 号」に改め、同項第 1 号中「別表第 1 午前の欄」を「別表第 1 専用使用（体育館を除く。）の表午前の欄」に改め、同項第 2 号中「別表第 1 午後の欄」を「別表第 1 専用使用（体育館を除く。）の表午後の欄」に改め、同項第 3 号中「別表第 1」を「別表第 1 専用使用（体育館を除く。）の表」に改め、同条第 2 項中「別表第 1 備考第 3 号」を「別表第 1 専用使用（体育館を除く。）の表備考第 3 号」に改め、同項各号中「別表第 1」を「別表第 1 専用使用（体育館を除く。）の表」に改め、同条第 3 項中「別表第 1 備考第 4 号」を「別表第 1 専用使用（体育館を除く。）の表備考第 4 号」に改め、同条第 4

項中「別表第 1 備考第10号」を「別表第 1 専用使用（体育館を除く。）の表備考第10号」に改め、同条第 5 項中「別表第 1 備考第11号」を「別表第 1 専用使用（体育館を除く。）の表備考第11号及び別表第 1 専用使用（体育館に限る。）の表備考第 5 号」に改める。

第10条中「別表第 1 備考第 4 号」を「別表第 1 専用使用（体育館を除く。）の表備考第 4 号」に改める。

第11条第 3 項中「ロッカー（」の次に「体育館及び」を加える。

第21条中「野球場」の次に「、体育館」を加える。

別表第 1 中

「

野球場 同附属設備	1 月 4 日から 3 月31日まで及び11月 1 日から12月28日まで。ただし、毎 月第 3 月曜日（その日が祝日法によ る休日に当たるときは、第 4 月曜日） を除く。	午前 8 時30分から 午後 4 時30分まで
	4 月 1 日から10月31日まで。ただし、 毎月第 3 月曜日（その日が祝日法に よる休日に当たるときは、第 4 月曜 日）を除く。	午前 8 時30分から 午後 9 時30分まで

」

を

「

野球場 同附属設備	1 月 4 日から 3 月31日まで及び11月 1 日から12月28日まで。ただし、毎 月第 3 月曜日（その日が祝日法によ る休日に当たるときは、第 4 月曜日） を除く。	午前 8 時30分から 午後 4 時30分まで
	4 月 1 日から10月31日まで。ただし、 毎月第 3 月曜日（その日が祝日法に よる休日に当たるときは、第 4 月曜	午前 8 時30分から 午後 9 時30分まで

	日)を除く。	
体育館	1月4日から12月28日まで。ただし、毎週月曜日(その日が祝日法による休日に当たるときを除く。)を除く。	午前9時から午後9時(日曜日(毎月第2日曜日及び毎月第4日曜日を除く。)及び祝日法による休日は午後6時)まで

に改める。

別表第2中

「

陸上競技場、北 陸上競技場、レ クリエーション 広場、ラグビー 場、ラグビー練 習場、野球場、 相撲場、弓道場、 アーチェリー場 及びテニスコー ト並びにこれら の附属設備(以 下「陸上競技場 等」という。)	全国的な競技 大会等に使用 する場合	使用しようとする日(引き続き2日以上 使用しようとするときは、その最初の日。 以下同じ。)の属する年度の前年度の12 月から
	その他の場合	使用しようとする日の属する月が1月か ら3月までのとき 前年7月から
		使用しようとする日の属する月が4月か ら9月までのとき 1月から
		使用しようとする日の属する月が10月か ら12月までのとき 7月から

を

「

陸上競技場、北 陸上競技場、レ	全国的な競技 大会等に使用	使用しようとする日(引き続き2日以上 使用しようとするときは、その最初の日。
--------------------	------------------	---

クリエーション 広場、ラグビー 場、ラグビー練 習場、野球場、 相撲場、弓道場、 アーチェリー場 及びテニスコー ト並びにこれら の附属設備（以 下「陸上競技場 等」という。）	する場合		以下同じ。）の属する年度の前年度の12 月から
	その他の場合		使用しようとする日の属する月が1月か ら3月までのとき 前年7月から
			使用しようとする日の属する月が4月か ら9月までのとき 1月から
			使用しようとする日の属する月が10月か ら12月までのとき 7月から
体育館（会議室 を除く。）	全面を 専用す る場合	全国的 な競技 大会等 に使用 する場 合	使用しようとする日の属する年度の前年 度の12月から
		その他 の場合	使用しようとする日の属する月が1月か ら3月までのとき 前年7月から
			使用しようとする日の属する月が4月か ら9月までのとき 1月から
			使用しようとする日の属する月が10月か ら12月までのとき 7月から
	一部を専用す る場合又は2 分の1を専用 する場合	使用しようとする日の属する月の前2月 以後	
体育館（会議室に限る。）			使用しようとする日の属する月の前2月 以後（体育館（会議室を除く。）と一体 使用する場合は、体育館（会議室を除

	く。)の各区分の申請期間)
--	---------------

」

に改め、同表宿泊研修室の項中「陸上競技場等」の次に「及び体育館（会議室を除く。）」を加える。

別表第3 4 野球場の附属設備の表の次に次の1表を加える。

4 の 2 体育館の附属設備

附属設備の名称	単位	利用料金の基準額			
		午前	午後 1	午後 2	夜間
拡声装置	1 式	800 円	800 円	800 円	800 円
電气得点表示装置	1 式	800 円	800 円	800 円	800 円
種目別体育器具（バスケットボール・バレーボール・バドミントン・テニス・ハンドボール・インディアカ・フットサル・カローリング）	1 式	1 種目 1 日 1 回 1,000 円			
種目別体育器具（バウンドテニス）	1 式	1 日 1 回 200 円			
体操競技器具	1 種目	1 日 1 回 1,000 円			
卓球台	1 台	1 日 1 回 200 円			
その他の種目用体育器具（多目的支柱）	1 式	1 日 1 回 1,000 円			
空手マット	1 面	1 日 1 回 1,000 円			
バウンドテニスマット	1 面	1 日 1 回 500 円			
審判台（国際式）	1 台	1 日 1 回 1,000 円			
簡易フローシート	平方メートル	1 日 1 回 3 円			
備考					
使用時間の区分は、次のとおりとする。					
(1) 午 前 午前 9 時から正午まで					
(2) 午後 1 正午から午後 3 時まで					
(3) 午後 2 午後 3 時から午後 6 時まで					
(4) 夜 間 午後 6 時から午後 9 時まで					

附 則

- 1 この規則は、別に規則で定める日から施行する。
- 2 この規則による改正後の名古屋市瑞穂公園条例施行細則の規定に基づく許可の申請その他体育館を使用するために必要な手続は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

名古屋市告示第429号

特定計量器定期検査の実施

計量法（平成4年法律第51号）第19条の規定に基づき、次のように特定計量器の定期検査を行います。

令和2年7月14日

名古屋市長 河村 たかし

1 定期検査を行う区域

熱田区及び守山区

2 対象となる特定計量器

計量法第19条に定める特定計量器のうち、非自動はかりであって、ひょう量が300キログラム未満のもの（分銅及びおもりを含む。）。ただし、ひょう量300キログラム以上の非自動はかりを有する事業所で使用するひょう量300キログラム未満のものは除きます。

3 実施の期日及び場所

(1) 熱田区

検 査 日	検 査 場 所
8月25日（火）	名古屋市工業研究所（正門：展示場東）
8月26日（水）	中央卸売市場本場（中央管理棟多目的室）

(2) 守山区

検 査 日	検 査 場 所
8月18日（火）	なごや農業協同組合志段味支店（車庫）
8月20日（木）	なごや農業協同組合志段味支店（車庫）

8 月 24 日（月）	守山生涯学習センター（体育室前）
9 月 28 日（月）	守山生涯学習センター（体育室前）

ただし、特定計量器検定検査規則（平成 5 年通商産業省令第 70 号）第 39 条第 2 項に基づく申請があった特定計量器の検査場所については、その所在の場所とします。

名古屋市経済局産業労働部産業企画課

名古屋市告示第 430号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による医療機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第49条の規定により、また、中国残留
邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者
の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例に
よるとされた生活保護法第49条の規定により、各法による医療を担当する機関
として、次の機関を指定しました。

令和 2年 7月15日

名古屋市長 河 村 た か し

1 医科

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
医療法人財団檜扇 会クリニックちく さヒルズ	名古屋市千種区千種二丁目24番 2号	令和 2年 4月 1日
リブラささしまメ ディカルクリニッ ク	名古屋市中村区平池町 4丁目60番地 の12	令和 2年 3月 1日
岩瀬内科・消化器 内科	名古屋市中区新栄町 1丁目 3番地	令和 2年 5月 1日
だいまちクリニッ ク	名古屋市昭和区台町 3丁目 4番地の 1	令和 2年 5月 1日

弥富通いわた皮ふ科クリニック	名古屋市瑞穂区彌富通 3丁目10番地	令和 2年 5月19日
いまい内科クリニック	名古屋市南区豊一丁目28番18号	令和 2年 4月 1日
上志段味しんざと眼科クリニック	名古屋市守山区大字上志段味字所下1052番地	令和 2年 5月12日
徳重はりがや循環器内科	名古屋市緑区徳重一丁目1415番地	令和 2年 5月11日
柊クリニック有松駅前	名古屋市緑区鳴海町字有松裏 200番地	令和 2年 6月 1日

2 歯科

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
アイル歯科	名古屋市北区猿投町 7番地	令和 2年 6月 1日
医療法人9020おしむら歯科こども矯正歯科クリニック	名古屋市中川区細米町 1丁目 7番地	令和 2年 4月 1日
南陽通歯科クリニック	名古屋市南区南陽通 6丁目 1番地の5	令和 2年 5月 1日

3 薬局

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
ビー・アンド・ディー調剤薬局岩塚店	名古屋市中村区豊国通 6丁目40番地	令和 2年 5月16日

いつき薬局	名古屋市中村区太閤三丁目 7番84号	令和 2年 5月 1日
しょうなんNEW S調剤薬局安田通 店	名古屋市昭和区折戸町 5丁目53番地 の 7	令和 2年 4月 1日
スギ薬局桜本町店	名古屋市南区桜台一丁目14番25号	令和 2年 5月 1日
日本調剤は一ばす 薬局	名古屋市天白区平針四丁目 404番地	令和 2年 4月 1日

4 訪問看護

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
ソフィア訪問看護 ステーション瑞穂	名古屋市瑞穂区萩山町 3丁目33番地	令和 2年 5月 1日
あす樹訪問看護リ ハビリステーション	名古屋市港区港栄三丁目 1番 9号	令和 2年 6月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 431号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第50条の 2の規定により、各法による指定医療機関から、次のとおり変更の届出がありました。

令和 2年 7月15日

名古屋市長 河 村 た か し

1 医科

医 療 機 関 名	ちくさ病院	
所 在 地	旧	名古屋市千種区内山二丁目16番16号
	新	名古屋市千種区今池南 4番 1号
変 更 年 月 日	令和 2年 4月 1日	

医 療 機 関 名	医療法人吉田クリニック	
所 在 地	旧	名古屋市千種区清明山二丁目 2番16号
	新	名古屋市千種区谷口町 4番 5号
変 更 年 月 日	令和 2年 5月 1日	

2 歯科

医 療 機 関 名	田中歯科医院
-----------	--------

所在地	旧	名古屋市港区善南町38番地
	新	名古屋市港区油屋町 2丁目 8番地の 1
変更年月日	令和 2年 5月 1日	

3 薬局

医療機関名	旧	スギ薬局清水口店
	新	スギ薬局清水口調剤店
所在地	旧	名古屋市東区白壁二丁目 5番16号
	新	名古屋市東区白壁二丁目 6番 8号
変更年月日	令和 2年 5月 7日	

4 訪問看護

医療機関名	訪問看護キープオン守山	
所在地	旧	名古屋市守山区小幡中二丁目22番12号
	新	名古屋市守山区小幡中一丁目35番16号
変更年月日	令和 2年 5月 1日	

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 432号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第50条の 2の規定により、各法による指定医療機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和 2年 7月15日

名古屋市長 河 村 た か し

1 医科

医 療 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
知杜クリニック	名古屋市北区元志賀町 1丁目 4番地の 1	令和 2年 5月 1日
医療法人三浦内科	名古屋市中区新栄町 1丁目 3番地	令和 2年 5月 1日
いまい内科クリニック	名古屋市南区豊一丁目28番18号	令和 2年 4月 1日
森田内科小児科診療所	名古屋市天白区植田南二丁目1606番地	令和 2年 6月 1日

2 歯科

医 療 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
おしむら歯科	名古屋市中川区細米町 1丁目 7番地	令和 2年 4月 1日

3 薬局

医 療 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
いつき薬局	名古屋市中村区太閤三丁目 7番84号	令和 2年 5月 1日
金山薬局	名古屋市熱田区外土居町 5番14号－ 2	令和 2年 5月 9日
有限会社日置大学 堂薬局	名古屋市中川区西日置一丁目 3番15 号	令和 2年 4月 1日
マリン薬局豊成店	名古屋市中川区豊成町 1番	令和 2年 6月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 433号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による指定医療機関の休止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、また、中国
残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配
偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その
例によるとされた生活保護法第50条の 2の規定により、各法による指定医療機
関から、次のとおり休止の届出がありました。

令和 2年 7月15日

名古屋市長 河 村 た か し

1 医科

医 療 機 関 名	所 在 地	休 止 年 月 日
医療法人澤田医院	名古屋市名東区引山四丁目 501番地	令和 2年 5月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 434号

生活保護法による医療機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第49条の規定により、同法による医療を担当する機関として、次の機関を指定しました。

令和 2年 7月15日

名古屋市長 河 村 た か し

1 訪問看護

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
訪問看護ステーション空	名古屋市瑞穂区竹田町 4丁目10番地の 2	令和 2年 6月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 435号

生活保護法による指定医療機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、同法による指定医療機関から、次のとおり変更の届出がありました。

令和 2年 7月15日

名古屋市長 河 村 た か し

1 医科

医 療 機 関 名	旧	本郷眼科・神経内科
	新	本郷眼科
所 在 地	名古屋市名東区本郷二丁目83番地	
変 更 年 月 日	令和 2年 4月 1日	

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 436号

生活保護法による指定医療機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、同法による指定医療機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和 2年 7月15日

名古屋市長 河 村 た か し

1 歯科

医 療 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
かわい歯科	名古屋市瑞穂区豊岡通 1丁目29番地	令和 2年 5月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 437号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留
邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関
の指定

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び
特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、
その例によるとされた生活保護法（昭和25年法律第 144号）第49条の規定によ
り、同法による医療を担当する機関として、次の機関を指定しました。

令和 2年 7月15日

名古屋市長 河 村 た か し

1 医科

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
打越かとうクリニ ック	名古屋市千種区桜が丘 295番地	令和 2年 5月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 438号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による施術機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第55条第 1項の規定により、また、中
国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定
配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、そ
の例によるとされた生活保護法第55条第 1項の規定により、各法による施術を
担当する機関として、次の機関を指定しました。

令和 2年 7月15日

名古屋市長 河 村 た か し

1 はり・きゅう

施 術 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
施 術 者 名		
はり・きゅうソア ン上前津治療院	名古屋市中区大須四丁目13番13号	令和 2年 4月30日
家田 丈		

2 柔道整復

施 術 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
-----------	-------	-----------

施 術 者 名		
こんどうまさひろ 接骨院	名古屋市中区栄四丁目14番21号	令和 2年 3月18日
近藤 真弘		

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 439号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による指定施術機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第55条第 2項において準用する同法第
50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住
帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年
法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第55条第 2項
において準用する同法第50条の 2の規定により、各法による指定施術機関から、
次のとおり変更の届出がありました。

令和 2年 7月15日

名古屋市長 河 村 た か し

1 あん摩・マッサージ

施 術 者 名	大久保 忠宜
施 術 所 名	旧 鍼灸・マッサージ祥裕
	新 おおくぼ鍼灸マッサージ院（出張専門）
所 在 地	旧 名古屋市昭和区南分町 6丁目12番地
	新 名古屋市瑞穂区西ノ割町 1丁目31番地の 1
変 更 年 月 日	令和 2年 6月 1日

施 術 者 名	塚本 明輝
施 術 所 名	旧 塚本マッサージ治療院
	新 中花マッサージ治療院
所 在 地	旧 名古屋市中川区中花町 200番地の 3

	新	名古屋市中川区西伏屋一丁目30番地の 3
変 更 年 月 日		平成25年10月 1日

2 はり・きゅう

施 術 者 名		大久保 忠宜
施 術 所 名	旧	鍼灸・マッサージ祥裕
	新	おおくぼ鍼灸マッサージ院（出張専門）
所 在 地	旧	名古屋市昭和区南分町 6丁目12番地
	新	名古屋市瑞穂区西ノ割町 1丁目31番地の 1
変 更 年 月 日		令和 2年 6月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 440号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による指定施術機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、また、中国
残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配
偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その
例によるとされた生活保護法第50条の 2の規定により、各法による指定施術機
関から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和 2年 7月15日

名古屋市長 河 村 たかし

1 はり・きゅう

施 術 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
施 術 者 名		
極楽接骨院	名古屋市名東区極楽三丁目51番地	令和 2年 4月30日
家田 丈		

2 柔道整復

施 術 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
施 術 者 名		

極楽接骨院	名古屋市名東区極楽三丁目51番地	令和 2年 4月30日
家田 丈		

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第441号

事後調査計画書（供用開始後）について

名古屋市環境影響評価条例（平成10年名古屋市条例第40号）第28条第1項の規定に基づき、事業者から名古屋市富田工場設備更新事業に係る事後調査計画書（供用開始後）（以下「事後調査計画書」という。）の提出がありましたので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示するとともに、この事後調査計画書の写しを公衆の縦覧に供します。

令和2年7月15日

名古屋市長 河村 たかし

- 1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名古屋市
名古屋市長 河村たかし
名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
- 2 対象事業の名称及び種類
名古屋市富田工場設備更新事業
廃棄物処理施設の建設
- 3 対象事業の実施場所
名古屋市中川区吉津四丁目3208番地
- 4 事後調査計画書の提出年月日
令和2年7月1日（水）
- 5 事後調査計画書の縦覧の場所、期間及び時間
 - (1) 縦覧場所
 - ア 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課（以下「地域環境対策課」という。）

(名古屋市役所東庁舎 5 階)

イ 名古屋市中川区高畑一丁目223番地

中川区役所

ウ 名古屋市中川区春田三丁目215番地

中川区役所富田支所 (以下「富田支所」という。)

エ 名古屋市中区栄一丁目23番13号

名古屋市環境学習センター (以下「環境学習センター」という。)

(伏見ライフプラザ13階)

オ 愛知県あま市甚目寺二伴田76番地

あま市市民生活部環境衛生課 (以下「あま市環境衛生課」という。)

(あま市役所甚目寺庁舎 2 階)

(2) 縦覧期間

令和2年7月15日(水)から同月29日(水)まで。ただし、地域環境対策課、中川区役所、富田支所及びあま市環境衛生課にあつては日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を、環境学習センターにあつては月曜日を除きます。

(3) 縦覧時間

ア 地域環境対策課、中川区役所及び富田支所

午前8時45分から午後5時15分まで

イ 環境学習センター

午前9時30分から午後5時00分まで

ウ あま市環境衛生課

午前8時30分から午後5時15分まで

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 442号

道路の占用を制限する区域を指定する告示

道路法（昭和27年法律第 180号）第37条第 1項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を次のように指定します。

その関係図面は、名古屋市緑政土木局路政部道路管理課において告示の日から 2週間、一般の縦覧に供します。

令和 2年 7月15日

名古屋市長 河 村 た か し

1 占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
一般 国道	153号	名古屋市千種区千種本町 7丁目地先から 名古屋市天白区天白町大字植田字西ノ川原地先まで
	154号	名古屋市港区入船二丁目地先から 名古屋市熱田区一番二丁目地先まで
	155号	名古屋市守山区大字上志段味字大矢地先から 名古屋市守山区大字上志段味字東谷地先まで
	247号	名古屋市熱田区伝馬一丁目地先から 名古屋市南区源兵衛町 1丁目地先まで
	363号	名古屋市名東区引山二丁目地先から 名古屋市守山区白山三丁目地先まで
県道	県道名古屋多治見線	名古屋市北区大曽根三丁目地先から 名古屋市守山区大字下志段味字唐曾地先まで
		名古屋市守山区大字上志段味字羽根地先から 名古屋市守山区大字上志段味字東谷地先まで
	県道名古屋瀬戸線	名古屋市北区大曽根三丁目地先から 名古屋市守山区大森五丁目地先まで
	県道名古屋岡崎線	名古屋市東区泉一丁目地先から 名古屋市東区泉三丁目地先まで
		名古屋市緑区乗鞍一丁目地先から 名古屋市緑区乗鞍二丁目地先まで
	県道名古屋碧南線	名古屋市緑区大高町字鷺津地先から 名古屋市緑区清水山二丁目地先まで
	県道名古屋半田線	名古屋市南区加福本通 3丁目地先から 名古屋市港区船見町地先まで
		名古屋市南区加福本通 3丁目地先から 名古屋市南区弥次エ町 2丁目地先まで

県道名古屋津島線	名古屋市中区錦一丁目地先から 名古屋市中村区稲葉地町鶉野地先まで
県道名古屋江南線	名古屋市西区浅間二丁目地先から 名古屋市西區城町地先まで
県道名古屋祖父江線	名古屋市西区栄生三丁目地先から 名古屋市西區枇杷島二丁目地先まで
県道名古屋長久手線	名古屋市中村区名駅南一丁目地先から 名古屋市名東区小井堀町地先まで
県道名古屋中環状線	名古屋市緑区大高町字杵前地先から 名古屋市名東区牧の原一丁目地先まで
	名古屋市名東区勢子坊二丁目地先から 名古屋市守山区四軒家二丁目地先まで
	名古屋市中川区吉津一丁目地先から 名古屋市港区当知一丁目地先まで
県道名古屋蟹江弥富線	名古屋市中川区島井町地先から 名古屋市中川区新家二丁目地先まで
県道名古屋十四山線	名古屋市港区当知町 6丁目地先から 名古屋市港区六軒家地先まで
県道弥富名古屋線	名古屋市中川区戸田西三丁目地先から 名古屋市昭和区壇溪通 5丁目地先まで
県道春日井稲沢線	名古屋市北区六が池町地先から 名古屋市北区北久手町地先まで
県道関田名古屋線	名古屋市守山区川上町地先から 名古屋市瑞穂区弥富通 3丁目地先まで
県道名古屋豊田線	名古屋市天白区平針三丁目地先から 名古屋市天白区平針三丁目地先まで
県道諸輪名古屋線	名古屋市緑区白土地地先から 名古屋市港区船見町地先まで
県道東浦名古屋線	名古屋市緑区大高町字南炭焼地先から 名古屋市緑区大高町字上瀬木川西地先まで
県道名古屋犬山線	名古屋市北区黒川本通 1丁目地先から 名古屋市北区東味鋤一丁目地先まで
県道境政成新田蟹江線	名古屋市港区六軒家地先から 名古屋市港区六軒家地先まで
県道中川中村線	名古屋市中川区打中一丁目地先から 名古屋市中村区名駅南一丁目地先まで
県道津島七宝名古屋線	名古屋市中川区新家二丁目地先から 名古屋市中川区五月南通 2丁目地先まで
県道名古屋甚目寺線	名古屋市中区丸の内一丁目地先から 名古屋市中村区日比津町字流野地先まで
県道小口名古屋線	名古屋市西区山田町大字比良地先から 名古屋市西區坂井戸町地先まで
県道名古屋豊山稲沢線	名古屋市北区楠味鋤四丁目地先から 名古屋市北区如意三丁目地先まで
県道守山西線	名古屋市守山区川東山地先から 名古屋市守山区高島町地先まで
県道田靱名古屋線	名古屋市守山区白山四丁目地先から 名古屋市中区三の丸一丁目地先まで
県道岩藤名古屋線	名古屋市名東区梅森坂三丁目地先から 名古屋市千種区星ヶ丘一丁目地先まで
県道浅田名古屋線	名古屋市名東区梅森坂西二丁目地先から 名古屋市名東区勢子坊二丁目地先まで
県道阿野名古屋線	名古屋市緑区平手南二丁目地先から 名古屋市緑区乗鞍一丁目地先まで
	名古屋市天白区池場五丁目地先から 名古屋市天白区道明町地先まで

	県道岩崎名古屋線	名古屋市天白区平針四丁目地先から 名古屋市瑞穂区塩入町地先まで
	県道名古屋東港線	名古屋市港区潮見町地先から 名古屋市熱田区伝馬二丁目地先まで
	県道熱田停車場伝馬線	名古屋市熱田区森後町地先から 名古屋市熱田区神宮四丁目地先まで
	県道港中川線	名古屋市港区浜一丁目地先から 名古屋市港区稲永一丁目地先まで 名古屋市中川区当知町 6丁目地先から 名古屋市中川区富永三丁目地先まで
	県道八田停車場線	名古屋市中川区八田町地先から 名古屋市中川区八田町地先まで
市道	名古屋環状線	名古屋市港区名港一丁目地先から 名古屋市港区浜一丁目地先まで
	堀田高岳線	名古屋市瑞穂区河岸一丁目地先から 名古屋市東区東桜二丁目地先まで
	江川線	名古屋市西区新道一丁目地先から 名古屋市港区港栄四丁目地先まで
	東海橋線	名古屋市港区当知町 6丁目地先から 名古屋市緑区神沢一丁目地先まで
	山王線	名古屋市中村区名駅南四丁目地先から 名古屋市中村区名駅南五丁目地先まで 名古屋市中川区山王三丁目地先から 名古屋市昭和区花見通 2丁目地先まで
	愛知名駅南線	名古屋市中川区愛知町地先から 名古屋市中村区名駅南一丁目地先まで
	金城埠頭線	名古屋市港区浜一丁目地先から 名古屋市港区空見町地先まで
	上螺貝第 6号線	名古屋市緑区桃山四丁目地先から 名古屋市緑区桃山四丁目地先まで
	中丸中須線支線第 1号	名古屋市北区平手町 2丁目地先から 名古屋市北区平手町 2丁目地先まで
	平手町東西第 3号線	名古屋市北区平手町 1丁目地先から 名古屋市北区平手町 1丁目地先まで
	曾根江西線	名古屋市西区香呑町 1丁目地先から 名古屋市西区庄内通 3丁目地先まで
	猪高西山第 3号線	名古屋市名東区名東本町地先から 名古屋市名東区名東本町地先まで
	岩塚町南北第21号線	名古屋市中村区岩塚本通 4丁目地先から 名古屋市中村区鴨付町 2丁目地先まで
	烏森南部第23号線	名古屋市中村区並木一丁目地先から 名古屋市中村区並木二丁目地先まで
	岩塚東部東西第14号線	名古屋市中村区並木二丁目地先から 名古屋市中村区並木二丁目地先まで
	池内猪高線	名古屋市千種区城山新町 1丁目地先から 名古屋市千種区平和公園一丁目地先まで
	東山元町第 1号線	名古屋市千種区東山元町 6丁目地先から 名古屋市千種区東山元町 3丁目地先まで
	都通若水町線	名古屋市千種区内山二丁目地先から 名古屋市千種区若水三丁目地先まで
	平田黒門町線	名古屋市東区徳川一丁目地先から 名古屋市東区筒井一丁目地先まで
	外堀相生町線	名古屋市東区泉一丁目地先から 名古屋市東区泉三丁目地先まで
	弁天浄心町線	名古屋市西区浄心二丁目地先から 名古屋市北区金城一丁目地先まで

広井町駅前線	名古屋市西区名駅二丁目地先から 名古屋市中村区名駅一丁目地先まで
上中名古屋港線	名古屋市中村区鳥居西通 1丁目地先から 名古屋市中村区豊国通 1丁目地先まで
四谷通線	名古屋市千種区東山通 1丁目地先から 名古屋市千種区四谷通 3丁目地先まで
東前田第 3号線	名古屋市中川区横井一丁目地先から 名古屋市中村区川前町地先まで
小碓第 102号線	名古屋市港区明正一丁目地先から 名古屋市港区明正一丁目地先まで
大江中線	名古屋市港区大江町地先から 名古屋市南区加福町 1丁目地先まで
稲永町線第14号	名古屋市港区稲永五丁目地先から 名古屋市港区稲永五丁目地先まで
日置通線	名古屋市中村区名駅南五丁目地先から 名古屋市中村区松重町地先まで
瀬古屋敷 2号線	名古屋市守山区幸心一丁目地先から 名古屋市守山区鳥羽見二丁目地先まで
鳴海町第 239号線	名古屋市緑区池上台二丁目地先から 名古屋市緑区池上台一丁目地先まで
鳴海細口第 8号線	名古屋市緑区鳴丘二丁目地先から 名古屋市緑区細口二丁目地先まで
鳴海町第 734号線	名古屋市緑区鳴海町字赤塚地先から 名古屋市緑区鳴海町字赤塚地先まで
鳴海町第 215号線	名古屋市緑区鳴海町字赤塚地先から 名古屋市緑区鹿山一丁目地先まで
鳴海町第 102号線	名古屋市緑区鳴海町字山下地先から 名古屋市緑区鳴海町字赤塚地先まで
猪高西山第 4号線	名古屋市名東区名東本通 2丁目地先から 名古屋市名東区西山本通 3丁目地先まで
東大曾根上飯田線	名古屋市北区大曾根四丁目地先から 名古屋市北区上飯田町字向砂田地先まで
中丸高田線	名古屋市北区平手町 2丁目地先から 名古屋市北区黒川本通 5丁目地先まで
中村稲永線	名古屋市中村区豊国通 1丁目地先から 名古屋市中村区豊国通 6丁目地先まで
稲葉地南北第 6号線	名古屋市中村区稲葉地町 2丁目地先から 名古屋市中村区鴨付町 2丁目地先まで
烏森南部第15号線	名古屋市中村区並木二丁目地先から 名古屋市中村区並木二丁目地先まで
外堀町通	名古屋市東区泉一丁目地先から 名古屋市中区丸の内一丁目地先まで
久屋大通	名古屋市中区丸の内三丁目地先から 名古屋市中区大須四丁目地先まで
甚兵衛通線	名古屋市港区甚兵衛通 1丁目地先から 名古屋市港区神宮寺二丁目地先まで
猪子石線	名古屋市千種区宮根台一丁目地先から 名古屋市名東区猪高町大字猪子石字うなぎ廻間地先まで
八事線	名古屋市昭和区広路町字北石坂地先から 名古屋市千種区四谷通 3丁目地先まで
千代田通線	名古屋市守山区大字小幡字中井地先から 名古屋市守山区八剣一丁目地先まで
野萩線	名古屋市守山区中新地先から 名古屋市守山区喜多山南地先まで
南島線	名古屋市守山区中新地先から 名古屋市守山区城南町地先まで

鳴子団地大高線	名古屋市緑区鹿山一丁目地先から 名古屋市緑区潮見が丘二丁目地先まで
耕地整理 5号線	名古屋市緑区倉坂地先から 名古屋市緑区大高町字砦前地先まで
猪子石第43号線	名古屋市名東区香坂地先から 名古屋市名東区平和が丘一丁目地先まで
平和ヶ丘第33号線	名古屋市名東区平和が丘一丁目地先から 名古屋市千種区桜が丘地先まで
大根高坂町第 1号線	名古屋市天白区原五丁目地先から 名古屋市緑区桃山四丁目地先まで
鳥居通	名古屋市中村区本陣通 3丁目地先から 名古屋市中村区鳥居通 5丁目地先まで
大津通	名古屋市中区丸の内三丁目地先から 名古屋市中区上前津二丁目地先まで
若宮大通	名古屋市中区大須二丁目地先から 名古屋市千種区千種通 7丁目地先まで
平和公園線	名古屋市千種区星が丘山手地先から 名古屋市名東区平和が丘一丁目地先まで
鏡池通線	名古屋市千種区四谷通 3丁目地先から 名古屋市千種区園山町 3丁目地先まで
山口堅代官町線	名古屋市東区徳川一丁目地先から 名古屋市東区筒井一丁目地先まで
大津橋城北新町線	名古屋市中区三の丸三丁目地先から 名古屋市北区名城二丁目地先まで
岩井通	名古屋市中区松原一丁目地先から 名古屋市中区上前津一丁目地先まで
八勝通線	名古屋市瑞穂区八勝通 1丁目地先から 名古屋市瑞穂区豊岡通 3丁目地先まで
豆田町線	名古屋市熱田区旗屋町地先から 名古屋市瑞穂区堀田通 5丁目地先まで
鳴尾線	名古屋市南区柴田本通 3丁目地先から 名古屋市南区天白町地先まで
山下第12号線	名古屋市守山区金屋一丁目地先から 名古屋市守山区守牧町地先まで
鳴海北部第49号線	名古屋市緑区池上台一丁目地先から 名古屋市緑区池上台三丁目地先まで
七夕駒止町第 3号線	名古屋市北区金城四丁目地先から 名古屋市北区域見通 2丁目地先まで
菊水宿跡町第 1号線	名古屋市中村区稲葉地本通 1丁目地先から 名古屋市中村区稲葉地町 1丁目地先まで
本陣草薙町線	名古屋市中村区稲葉地本通 2丁目地先から 名古屋市中村区稲葉地町 2丁目地先まで
菊井町線	名古屋市西区天神山町地先から 名古屋市西区名駅二丁目地先まで
西一社第 1号線	名古屋市千種区桜が丘地先から 名古屋市千種区星ヶ丘二丁目地先まで
八事弥富線	名古屋市昭和区広路町字石坂地先から 名古屋市瑞穂区弥富町月見ヶ丘地先まで
茶屋ヶ坂牛巻線	名古屋市瑞穂区堀田通 6丁目地先から 名古屋市瑞穂区大喜新町 1丁目地先まで
牛巻大喜新町線	名古屋市瑞穂区大喜新町 1丁目地先から 名古屋市瑞穂区豊岡通 3丁目地先まで
高畑南北第37号線	名古屋市中川区高畑五丁目地先から 名古屋市中川区高畑三丁目地先まで
猪高西山第 2号線	名古屋市名東区藤巻町 3丁目地先から 名古屋市名東区西山本通 3丁目地先まで

鳴子団地宿地線	名古屋市緑区鳴子町 2丁目地先から 名古屋市緑区鳴子町 4丁目地先まで
中央線西通	名古屋市中区千代田三丁目地先から 名古屋市中区千代田四丁目地先まで
大池通	名古屋市中区上前津二丁目地先から 名古屋市中区千代田三丁目地先まで
中郷第 102号線	名古屋市中川区荒中町地先から 名古屋市中川区中島新町 1丁目地先まで
東山公園線	名古屋市名東区西山台地先から 名古屋市名東区牧の原三丁目地先まで
平針原第 2号線	名古屋市天白区原五丁目地先から 名古屋市天白区原五丁目地先まで
南大津町線	名古屋市中区上前津二丁目地先から 名古屋市熱田区森後町地先まで
野田第58号線	名古屋市中村区野上町地先から 名古屋市中村区川前町地先まで
横井第16号線	名古屋市中村区横前町地先から 名古屋市中村区川前町地先まで
野田第57号線	名古屋市中村区横前町地先から 名古屋市中村区川前町地先まで
野田第56号線	名古屋市中村区野上町地先から 名古屋市中村区野田町字経田地先まで
万場藤前線	名古屋市港区西茶屋一丁目地先から 名古屋市港区西茶屋一丁目地先まで
八田東部第 2号線	名古屋市中川区八田町地先から 名古屋市中川区八田町地先まで
大森第 122号線	名古屋市守山区八剣一丁目地先から 名古屋市守山区八剣二丁目地先まで
平針原第 1号線	名古屋市天白区原四丁目地先から 名古屋市天白区原五丁目地先まで
横井第15号線	名古屋市中村区横井町字村西地先から 名古屋市中村区横井二丁目地先まで
当知第67号線	名古屋市港区当知三丁目地先から 名古屋市港区当知三丁目地先まで
鳴子団地大高線	名古屋市緑区鳴海町字宿地地先から 名古屋市緑区倉坂地先まで
千代田山之端線	名古屋市守山区小幡千代田地先から 名古屋市千種区千代田橋二丁目地先まで
大高大府線	名古屋市緑区大高町字上瀬木川西地先から 名古屋市緑区大高町字大平戸地先まで
春田第13号線	名古屋市中川区東春田一丁目地先から 名古屋市中川区東春田一丁目地先まで
茶屋線	名古屋市港区藤高四丁目地先から 名古屋市港区藤高四丁目地先まで
万場藤前線第 3号	名古屋市港区西茶屋一丁目地先から 名古屋市港区藤前四丁目地先まで
万場藤前線第 2号	名古屋市港区知多二丁目地先から 名古屋市港区西茶屋一丁目地先まで
戸田荒子線	名古屋市中川区富永四丁目地先から 名古屋市港区西茶屋三丁目地先まで
宝神第32号線	名古屋市港区宝神五丁目地先から 名古屋市港区稲永五丁目地先まで
万場藤前線第 4号	名古屋市中川区助光三丁目地先から 名古屋市中川区下之一色町字波花地先まで
鳴子団地大高線第 1号	名古屋市天白区相川一丁目地先から 名古屋市緑区相川一丁目地先まで

高畑町線第 1号	名古屋市中川区中島新町 1丁目地先から 名古屋市中川区中島新町 3丁目地先まで
稲永埠頭線第 1号	名古屋市中川区昭和橋通 9丁目地先から 名古屋市中川区東起町 5丁目地先まで
稲永埠頭線第 2号	名古屋市港区当知三丁目地先から 名古屋市港区甚兵衛通 1丁目地先まで
平手豊明線第 1号	名古屋市緑区鳴丘二丁目地先から 名古屋市緑区鳴丘三丁目地先まで
稲永埠頭線第 3号	名古屋市港区神宮寺二丁目地先から 名古屋市港区神宮寺二丁目地先まで
名碧線第 1号	名古屋市緑区鳴海町字下汐田地先から 名古屋市緑区大高町字中屋敷地先まで
大須水主町第 3号線	名古屋市中村区松重町地先から 名古屋市中区松原一丁目地先まで
東大曾根町上第 2号線	名古屋市北区大曾根四丁目地先から 名古屋市北区大曾根四丁目地先まで
万場藤前線第 5号	名古屋市中川区助光二丁目地先から 名古屋市中川区大当郎二丁目地先まで
笠寺緑線第 1号	名古屋市緑区篠の風三丁目地先から 名古屋市緑区滝の水二丁目地先まで
烏森町線第 1号	名古屋市中村区野田町字経田地先から 名古屋市中村区岩塚町字西坂地先まで
稲永埠頭線第 4号	名古屋市港区神宮寺二丁目地先から 名古屋市港区神宮寺二丁目地先まで
猪子石線第 1号	名古屋市名東区藤森西町地先から 名古屋市名東区豊が丘地先まで
上堀越町第 2号線	名古屋市西区上堀越町 1丁目地先から 名古屋市西区笹塚町 1丁目地先まで
萩野通一丁目第 3号線	名古屋市北区鳩岡二丁目地先から 名古屋市北区新堀町地先まで
東山公園線第 1号	名古屋市千種区田代町字瓶杓地先から 名古屋市名東区藤巻町 3丁目地先まで
辻町第 3号線	名古屋市北区辻町 6丁目地先から 名古屋市北区上飯田町字向砂田地先まで
大金東西第 1号線	名古屋市西区庄内通 3丁目地先から 名古屋市西区鳥見町 1丁目地先まで
東志賀町線第 1号	名古屋市北区金城四丁目地先から 名古屋市北区田畑一丁目地先まで
大津町線第 1号	名古屋市北区金城四丁目地先から 名古屋市北区名城二丁目地先まで
東志賀町線第 2号	名古屋市北区金城一丁目地先から 名古屋市北区金城一丁目地先まで
笠寺緑線第 2号	名古屋市緑区鳴海町字山下地先から 名古屋市緑区鳴海町字山下地先まで
笠寺緑線第 3号	名古屋市緑区万場山一丁目地先から 名古屋市緑区滝の水一丁目地先まで
松川橋線第 1号	名古屋市守山区城西二丁目地先から 名古屋市守山区小幡中一丁目地先まで
横井町五月通線第 1号	名古屋市中川区西伏屋一丁目地先から 名古屋市中川区長須賀三丁目地先まで
横井町五月通線第 2号	名古屋市中川区吉津五丁目地先から 名古屋市中川区西伏屋一丁目地先まで
笠寺緑線第 4号	名古屋市緑区篠の風三丁目地先から 名古屋市緑区滝の水一丁目地先まで
東志賀町線第 3号	名古屋市北区田端一丁目地先から 名古屋市北区田端二丁目地先まで

平手豊明線第 2 号	名古屋市緑区細口一丁目地先から 名古屋市緑区平手北二丁目地先まで
戸田荒子線第 3号	名古屋市港区多加良浦町 3丁目地先から 名古屋市港区甚兵衛通 3丁目地先まで
鏡ヶ池線	名古屋市千種区千種通 7丁目地先から 名古屋市千種区四谷通 3丁目地先まで
一社一丁目第 1号線	名古屋市千種区星ヶ丘二丁目地先から 名古屋市名東区名東本町地先まで
神沢三丁目第 1号線	名古屋市緑区鳴丘二丁目地先から 名古屋市緑区鳴丘三丁目地先まで
戸田荒子線第 4号	名古屋市港区東茶屋四丁目地先から 名古屋市港区七島二丁目地先まで
池内猪高線第 1号	名古屋市千種区振甫町 3丁目地先から 名古屋市千種区田代町字姫ヶ池上地先まで
戸田荒子線第 5号	名古屋市港区七島二丁目地先から 名古屋市港区当知町字草野地先まで
四谷通隼人町線第 1号	名古屋市千種区園山町 3丁目地先から 名古屋市千種区東山元町 6丁目地先まで
横井町五月通線第 3号	名古屋市中川区長須賀三丁目地先から 名古屋市中村区横井町字村西地先まで
潮見町第 1号線	名古屋市港区潮見町地先から 名古屋市港区潮見町地先まで
高畑町線第 2号	名古屋市中村区八田町字長田地先から 名古屋市中村区八田町字長田地先まで
名古屋環状 2号線 支線第 1号	名古屋市名東区猪高町大字高針字原地先から 名古屋市名東区牧の原二丁目地先まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）。ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため

4 占用の制限の開始の期日

令和 3 年 4 月 1 日

名古屋市緑政土木局路政部道路管理課

名古屋市告示第 443号

市営住宅先着順入居希望者の公募について

名古屋市営住宅条例（昭和29年名古屋市条例第25号。以下「住宅条例」という。）第 4条第 1項の規定により、市営住宅に入居を希望する者を次のとおり公募します。

令和 2年 7月15日

名古屋市長 河 村 た か し

第 1 一般世帯向け区分

1 申込みの資格

- (1) 市内に居住しているか、又は市内に勤務場所を有すること。
- (2) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の予約者で入居契約までに婚姻することができる者及び事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）があること。
- (3) 住宅条例第 5条第 1項第 3号に規定する基準の収入（改良住宅にあっては、住宅条例第42条第 5項において読み替えられた収入）があつて、独立の生計を営み、住宅条例に基づいて定める家賃及び敷金を支払う能力があること。
- (4) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。
- (5) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3年法律第77号）第 2条第 6号に規定する暴力団員でないこと。
- (6) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が市営住宅又は定住促進住宅に入居していた者であつて、未納の家賃又は損害賠償金があるものでないこと。
- (7) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が住宅条例第34条

第 1 項（第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 5 号に該当するときに限る。）
又は名古屋市定住促進住宅条例（平成 6 年名古屋市条例第 46 号。以下「
定住条例」という。）第 20 条第 1 項（第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 5
号に該当するときに限る。）の規定による明渡しの請求を受けて市営住
宅又は定住促進住宅を明け渡した者であって、その明渡しの日の翌日か
ら起算して 3 年（ただし、住宅条例第 20 条の 2 又は定住条例第 16 条の 2
の規定に違反したことにより明渡請求を受けた者にあつては 10 年、その
うち高齢者、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者と
して住宅条例第 5 条第 2 項で定める者にあつては 5 年）を経過しないも
のでないこと。

2 申込み用紙の交付

(1) 場所

各区役所及び各区役所支所並びに名古屋市住宅供給公社管理部管理課、
各方面事務所及び住まいの窓口

(2) 日時

ア 各区役所及び各区役所支所

令和 2 年 7 月 22 日（水）午前 8 時 45 分から

ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3 年名古屋市条例第 36
号）第 2 条第 1 項に規定する本市の休日（以下「名古屋市の休日」と
いう。）を除く。交付時間は、午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分まで。

イ 名古屋市住宅供給公社管理部管理課及び各方面事務所

令和 2 年 7 月 22 日（水）午前 8 時 45 分から

ただし、名古屋市の休日を除く。交付時間は、午前 8 時 45 分から午
後 5 時 15 分（木曜日にあつては、午後 7 時 00 分）まで。

ウ 住まいの窓口

令和 2 年 7 月 24 日（金）午前 10 時 00 分から

ただし、木曜日及び第 2・第 4 水曜日並びに 1 月 1 日から同月 3 日
まで及び 12 月 29 日から同月 31 日までを除く。交付時間は、午前 10 時 00
分から午後 7 時 00 分まで。

3 申込みの受付

(1) 方法

窓口での先着順による。ただし、公募初日の令和 2年 8月 4日（火）の午後 2時00分までに受付場所へ来場した者については、申込順位を決める抽せんを行う。

(2) 場所

ア 公募初日

名古屋市西区花の木二丁目18番23号 西図書館地下3階
西文化小劇場

イ 公募 2日目以降

(ア) 名古屋市西区浄心一丁目 1番 6号 シティ・ファミリー浄心 3階
名古屋市住宅供給公社管理部管理課

(イ) 名古屋市中区栄三丁目 5番12号先
住まいの窓口

(3) 日時

ア 公募初日

令和 2年 8月 4日（火）午後 2時00分から午後 5時30分まで

イ 公募 2日目以降

(ア) 名古屋市住宅供給公社管理部管理課

令和 2年 8月 5日（水）午前 8時45分から

ただし、名古屋市の休日を除く。受付時間は、午前 8時45分から午後 5時15分（木曜日にあつては、午後 7時00分）まで。

(イ) 住まいの窓口

令和 2年 8月 5日（水）午前10時00分から

ただし、木曜日及び第 2・第 4水曜日並びに 1月 1日から同月 3日まで及び12月29日から同月31日までを除く。受付時間は、午前10時00分から午後 7時00分まで。

4 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 91戸

事故住宅 21戸

第 2 多家族・多子世帯向け区分

1 申込みの資格

第 1の一般世帯向け区分と同じ申込み資格を有し、かつ、世帯員総数 5 人以上の世帯又は18歳未満の子を 3人以上含む世帯

2 申込み用紙の交付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

3 申込みの受付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

4 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 6戸

事故住宅 2戸

第 3 単身者向け区分

1 申込みの資格

第 1の一般世帯向け区分の資格のうち (1)及び (3)から (7)までの資格を有し、かつ、次のいずれかに該当する者。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時介護を必要とし、かつ、これを受けることができない者を除く。

(1) 60歳以上の者

(2) 身体障害者手帳の交付を受けている者でその程度が 1級から 4級までのもの

(3) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

(4) 愛護手帳又は療育手帳の交付を受けている者

(5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第 1条に規定する特殊の疾病による障害により障害福祉サービス受給者証又は地域相談支援受給者証の交付を受けている者

(6) 戦傷病者手帳の交付を受けている者でその障害の程度が恩給法（大正 12年法律第48号）の特別項症から第 6項症までのもの及び第 1款症の

もの

- (7) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成 6 年法律第 117 号）
第11条第 1 項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- (8) 生活保護法（昭和25年法律第 144 号）第 6 条第 1 項に規定する被保護者
- (9) 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して 5 年を経過していないもの
- (10) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第 2 条に規定するハンセン病療養所入所者等
- (11) 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第 7 条第 1 項の規定による支給認定を受けている者
- (12) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13 年法律第31号）第 1 条第 2 項に規定する被害者又は同法第28条の 2 に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で次のア又はイのいずれかに該当するもの
 - ア 同法の規定による一時保護又は同法の規定による保護が終了した日から起算して 5 年を経過しない者
 - イ 同法の規定により裁判所がした命令の申立てを行なった者で当該命令がその効力を生じた日から起算して 5 年を経過しないもの
- (13) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 1 項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第 127 号）附則第 4 条第 1 項に規定する支援給付及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第 106 号）附則第 2 条第 2 項の規定によりなお従前の例によることとされた支援給付を含む。）を受けている者

2 申込み用紙の交付

第 1 の一般世帯向け区分と同じ。

3 申込みの受付

(1) 方法

窓口での先着順による。ただし、公募初日の令和 2年 8月 4日（火）の午前10時00分までに受付場所へ来場した者については、申込順位を決める抽せんを行う。

(2) 場所

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

(3) 日時

ア 公募初日

令和 2年 8月 4日（火）午前10時00分から午後 5時30分まで

イ 公募 2日目以降

(7) 名古屋市住宅供給公社管理部管理課

令和 2年 8月 5日（水）午前 8時45分から

ただし、名古屋市の休日を除く。受付時間は、午前 8時45分から午後 5時15分（木曜日にあつては、午後 7時00分）まで。

(イ) 住まいの窓口

令和 2年 8月 5日（水）午前10時00分から

ただし、木曜日及び第 2・第 4水曜日並びに 1月 1日から同月 3日まで及び12月29日から同月31日までを除く。受付時間は、午前10時00分から午後 7時00分まで。

4 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 23戸

事故住宅 7戸

名古屋市住宅都市局住宅部住宅管理課

名古屋市告示第 444 号

市議会の議決を経た予算の要領

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 219 条第 2 項の規定により、令和 2 年 7 月 6 日本市市会本会議において議決された予算の要領を次のとおり公表します。

令和 2 年 7 月 15 日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 令和 2 年度名古屋市一般会計補正予算（第 4 号）
- 2 令和 2 年度名古屋市基金特別会計補正予算（第 3 号）
- 3 令和 2 年度名古屋市公債特別会計補正予算（第 1 号）
- 4 令和 2 年度名古屋市一般会計補正予算（第 5 号）
- 5 令和 2 年度名古屋市基金特別会計補正予算（第 4 号）

名古屋市財政局財政部財政課

令和２年度名古屋市一般会計補正予算（第４号）

令和２年度名古屋市一般会計の補正予算（第４号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,969,370千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,522,169,493千円とする。

２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第２条 繰越明許費の追加は、「第２表繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第３条 債務負担行為の追加は、「第３表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第４条 地方債の変更は、「第４表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額 千円	補 正 額 千円	計 千円
8 使用料及び手数料		43,438,207	△	43,345,207
	1 使 用 料	32,795,324	△	32,702,324
9 国 庫 支 出 金		463,753,176	7,365,540	471,118,716
	1 負 担 金	189,003,461	685,000	189,688,461
	2 補 助 金	274,001,939	6,680,540	280,682,479
10 県 支 出 金		73,110,458	509,912	73,620,370
	1 負 担 金	46,321,806	180,350	46,502,156
	2 補 助 金	21,501,289	329,562	21,830,851
13 繰 入 金		33,546,481	489,179	34,035,660
	1 他 会 計 繰 入 金	33,546,481	489,179	34,035,660
15 諸 収 入		116,269,473	△	115,959,212
	7 雑 入	22,619,124	△	22,308,863
16 市 債		81,908,000	8,000	81,916,000
	1 市 債	81,908,000	8,000	81,916,000
歳 入	合 計	1,514,200,123	7,969,370	1,522,169,493

歳 出

款	項	補 正 前 の 額 千円	補 正 額 千円	計 千円
3 健康福祉費		339,123,154	1,029,574	340,152,728
	1 社会福祉費	103,743,128	188,540	103,931,668
	2 老人福祉費	60,350,539	219,085	60,569,624
	3 生活保護費	87,842,973	244,506	88,087,479
	7 公衆衛生費	16,389,343	377,443	16,766,786
4 子ども青少年費		184,165,192	941,868	185,107,060
	1 子ども青少年費	184,165,192	941,868	185,107,060
7 経済費		99,502,324	85,000	99,587,324
	1 産業費	98,216,434	85,000	98,301,434
8 観光文化交流費		14,063,717	410,000	14,473,717
	1 観光交流費	6,799,043	410,000	7,209,043
11 消防費		28,983,965	15,600	28,999,565
	1 消防費	28,983,965	15,600	28,999,565
12 教育費		185,488,406	5,487,328	190,975,734
	1 教育総務費	13,037,401	1,091,267	14,128,668
	2 小学校費	83,499,191	2,356,638	85,855,829
	3 中学校費	41,766,290	2,038,522	43,804,812
	6 特別支援学校費	6,412,336	901	6,413,237
歳 出 合 計		1,514,200,123	7,969,370	1,522,169,493

第 2 表 繰越明許費補正

款		項		事	業	名	金	額	千円
12 教	育	費	2 小	学	校	費	児童用タブレット端末の購入		2, 229, 795
			3 中	学	校	費	生徒用タブレット端末の購入		1, 934, 280

第 3 表 債務負担行為補正

事	項	期	間	限	度	額	千円
瑞穂公園陸上競技場等の整備及び瑞穂公園の運営		令和 3 年度から令和22年度まで				55, 039, 000	

第 4 表 地方債補正

起債の目的	補		正		前		補		正		後	
	限	度	額	千円	起債の方法	利	率	起債の方法	償還の方法	償還の方法	利	率
社会福祉施設整備費	92, 000				普通貸借又は証券発行	年5. 0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機関資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直しの利率)		起債年度より据置期間をふくめ、40年度間以内に毎年元利もしくは元金均等の方法により、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができ。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。	100, 000		補正前に同じ	補正前に同じ

令和２年度名古屋市長官公営企業特別会計補正予算（第３号）

令和２年度名古屋市長官公営企業特別会計の補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ489,179千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ112,269,687千円とする。

２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額 千円	補 正 額 千円	計 千円
22 財政調整基金収入		11,756,890	489,179	12,246,069
	2 基金積戻金	11,713,161	489,179	12,202,340
歳 入	合 計	111,780,508	489,179	112,269,687

歳 出

款	項	補 正 前 の 額 千円	補 正 額 千円	計 千円
22 財政調整基金		11,756,890	489,179	12,246,069
	1 他会計繰出金	11,713,161	489,179	12,202,340
歳 出	合 計	111,780,508	489,179	112,269,687

令和２年度名古屋市長官公債特別会計補正予算（第１号）

令和２年度名古屋市長官公債特別会計の補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ452,614,905千円とする。

２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額 千円	補 正 額 千円	計 千円
1 公 債		198,973,000	8,000	198,981,000
	1 公 債	198,973,000	8,000	198,981,000
歳 入	合 計	452,606,905	8,000	452,614,905

歳 出

款	項	補 正 前 の 額 千円	補 正 額 千円	計 千円
1 繰 出 金		127,953,000	8,000	127,961,000
	1 起 債 額 繰 出	127,953,000	8,000	127,961,000
歳 出	合 計	452,606,905	8,000	452,614,905

令和２年度名古屋市一般会計補正予算（第５号）

令和２年度名古屋市一般会計の補正予算（第５号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,778,070千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,525,947,563千円とする。

２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	既 提 出 の 額 千円	補 正 額 千円	計 千円
9 国 庫 支 出 金		471,118,716	3,486,570	474,605,286
	2 補 助 金	280,682,479	3,486,570	284,169,049
10 県 支 出 金		73,620,370	41,500	73,661,870
	2 補 助 金	21,830,851	41,500	21,872,351
13 繰 入 金		34,035,660	250,000	34,285,660
	1 他 会 計 繰 入 金	34,035,660	250,000	34,285,660
歳 入	合 計	1,522,169,493	3,778,070	1,525,947,563

歳 出

款	項	既 提 出 の 額 千円	補 正 額 千円	計 千円
2 総 務 費		44,156,189	143,345	44,299,534
	6 防災危機管理費	3,543,632	143,345	3,686,977
3 健康福祉費		340,152,728	355,000	340,507,728
	1 社会福祉費	103,931,668	75,000	104,006,668
	7 公衆衛生費	16,766,786	250,000	17,016,786
	10 衛生研究所費	582,953	30,000	612,953
4 子ども青少年費		185,107,060	2,640,725	187,747,785
	1 子ども青少年費	185,107,060	2,640,725	187,747,785
12 教 育 費		190,975,734	639,000	191,614,734
	2 小学校費	85,855,829	402,000	86,257,829
	3 中学校費	43,804,812	165,500	43,970,312
	4 高等学校費	11,279,838	45,000	11,324,838
	5 幼稚園費	1,756,184	11,500	1,767,684
	6 特別支援学校費	6,413,237	15,000	6,428,237
歳 出	合 計	1,522,169,493	3,778,070	1,525,947,563

令和２年度名古屋市長官公営企業特別会計補正予算（第４号）

令和２年度名古屋市長官公営企業特別会計の補正予算（第４号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ250,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ112,519,687千円とする。

２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	既 提 出 の 額 千円	補 正 額 千円	計 千円
22 財政調整基金収入		12,246,069	250,000	12,496,069
	2 基金積戻金	12,202,340	250,000	12,452,340
歳 入	合 計	112,269,687	250,000	112,519,687

歳 出

款	項	既 提 出 の 額 千円	補 正 額 千円	計 千円
22 財政調整基金		12,246,069	250,000	12,496,069
	1 他会計繰出金	12,202,340	250,000	12,452,340
歳 出	合 計	112,269,687	250,000	112,519,687

名古屋市告示第 445号

指定障害福祉サービス事業者の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第36条第 1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者として、次のとおり指定しました。

令和 2年 7月15日

名古屋市長 河 村 た か し

事業者（設置者） の名称及び主たる 事務所の所在地	事業所（施設）の 名称及び所在地	サービス等の 種類	事業所番号	指定年月 日
株式会社Bスタイル 名古屋市中村区稲 西町 168番地の11	ヘルパー事業部リ ブレ 名古屋市中村区稲 西町 168番地の11	居宅介護 重度訪問介護	2310101486	令和 2年 7月 1日
特定非営利活動法 人ポパイ 名古屋市北区志賀 南通 2丁目51番地	モーヤーコ 名古屋市北区志賀 南通 2丁目51番地	生活介護	2310200734	令和 2年 7月 1日
株式会社スマイル ひよこ 名古屋市港区須成 町 1丁目 1番地の 7	訪問介護スマイル ひよこ 名古屋市港区須成 町 1丁目 1番地の 7	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	2311200972	令和 2年 7月 1日
株式会社ニチイ学 館	ニチイケアセンタ ー伏屋	居宅介護 重度訪問介護	2311301630	令和 2年 7月 1日

東京都千代田区神 田駿河台二丁目 9 番地	名古屋市中川区伏 屋四丁目1601番地 の 1	同行援護		
有限会社中京ケア サービス 名古屋市中区千代 田二丁目 7番 8号 ー 2	有限会社中京ケア サービス 名古屋市中区千代 田二丁目 7番 8号 ー 2	同行援護	2316100177	令和 2年 7月 1日
株式会社 P T S 名古屋市昭和区隼 人町 7番地の12	ヘルパーステーシ ョンぼとす 名古屋市昭和区隼 人町 7番地の12	居宅介護 重度訪問介護	2316200993	令和 2年 7月 1日
L A G O M 合同会 社 名古屋市名東区植 園町 1丁目25番地	L A G O M 西山ヘ ルパーステーショ ン 名古屋市名東区に じが丘 3丁目31番 地	居宅介護 重度訪問介護	2318001365	令和 2年 7月 1日
特定非営利活動法 人たすけあい名古 屋 名古屋市緑区鳴子 町 4丁目13番地	ヘルパーステーシ ョンかるむ 名古屋市緑区鳴子 町 1丁目 6番地	居宅介護 行動援護 同行援護	2318500994	令和 2年 7月 1日
株式会社ハルカデ イズ 名古屋市中区錦三 丁目 4番 6号	デイズグループホ ーム名古屋 名古屋市瑞穂区大 喜町 3丁目24番地 の 1	共同生活援助	2321400083	令和 2年 7月 1日
株式会社ライフサ ポート	グループホーム和 み	共同生活援助	2327100125	令和 2年 7月 1日

名古屋市千種区東 山通 4丁目11番地 の 3	名古屋市千種区光 が丘一丁目19番20 号			
合同会社エール 愛知県尾張旭市緑 町緑ヶ丘 100番地 111	グループホームエ ールダンジュ 名古屋市守山区向 台二丁目2505番地 の 4	共同生活援助	2327600264	令和 2年 7月 1日

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課

名古屋市告示第 446号

指定一般相談支援事業者等の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第51条の19第 1項及び第51条の20第 1項並びに児童福祉法（昭和22年法律第 164号）第24条の28第 1項の規定により、指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者として、次のとおり指定しました。

令和 2年 7月15日

名古屋市長 河 村 た か し

事業者（設置者） の名称及び主たる 事務所の所在地	事業所（施設）の 名称及び所在地	サービス等の 種類	事業所番号	指定年月 日
社会福祉法人名古屋 市身体障害者福祉 連合会 名古屋市熱田区横 田二丁目 4番16号	障害者相談センタ ーめいしんれん 名古屋市中村区荒 輪井町 1丁目14番 地	一般相談支援	2330100070	令和 2年 7月 1日
一般社団法人市民 福祉ネットなごや 名古屋市中川区一 色新町三丁目1102 番地の 2	相談支援事業所ま ごころ	一般相談支援 特定相談支援	2331300166	令和 2年 7月 1日
	名古屋市中川区下 之一色町字宮分67 番地	障害児相談支 援	2371300175	
株式会社ナースマ イル 名古屋市天白区塩	相談支援メンタル	特定相談支援	2336400151	令和 2年 7月 1日
	名古屋 名古屋市天白区塩	障害児相談支 援	2376400152	

釜口二丁目1403番 地	釜口二丁目1403番 地			
-----------------	-----------------	--	--	--

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課

名古屋市告示第 447号

指定障害福祉サービス事業の廃止について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第46条第 2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和 2年 7月15日

名古屋市長 河 村 た か し

事業者（設置者） の名称及び主たる 事務所の所在地	事業所（施設）の 名称及び所在地	サービス等の 種類	事業所番号	廃止年月 日
株式会社ニチイ学 館 東京都千代田区神 田駿河台二丁目 9 番地	ニチイケアセンタ ー中川第二 名古屋市中川区吉 津二丁目3118番地	同行援護	2311300467	令和 2年 6月30日
株式会社 S t r a t e g y B a n k 名古屋市天白区高 坂町 291番地	ほうれんそうとさ くらんぼ 名古屋市天白区高 坂町 291番地	居宅介護 重度訪問介護	2316400890	令和 2年 6月30日
医療法人玉光会 愛知県豊明市栄町 大根 1番地の 395	一ツ山訪問介護セ ンター 名古屋市天白区池 場二丁目 103番地	居宅介護 重度訪問介護	2316400916	令和 2年 6月30日
合同会社介護サー	介護サービス・キ	居宅介護	2317300503	令和 2年

ビスキューピー 名古屋市北区成願 寺一丁目10番19号	キューピー 名古屋市北区成願 寺一丁目10番19号	重度訪問介護		6月30日
有限会社パル 名古屋市名東区小 井堀町1001番地	訪問介護パル 名古屋市名東区小 井堀町1001番地	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	2318000094	令和 2年 6月30日
特定非営利活動法 人たすけあい名古 屋 名古屋市緑区鳴子 町 4丁目13番地	介護みどり 名古屋市緑区鳴子 町 4丁目13番地	居宅介護 行動援護 同行援護	2318501166	令和 2年 6月30日

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課

名古屋市告示第 448 号

個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金の指定

名古屋市市税条例（昭和37年名古屋市条例第45号）第18条第 4 項に規定する個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金として、次の者に対する寄附金を指定します。

令和 2 年 7 月 16 日

名古屋市長 河 村 た か し

寄附金を受領する者	寄附金を受領する者の 所在地	備 考
社会福祉法人むつみ 福祉会	名古屋市中区古渡町 9 番 18 号	令和 2 年 1 月 1 日以後に 個人が支出する寄附金

名古屋市財政局税務部税制課

名古屋市告示第 449号

有料公園施設の供用時間の変更について

名古屋市都市公園条例施行細則（昭和34年名古屋市規則第14号）第 6条第 2 項の規定により、次のとおり有料公園施設の供用時間を変更します。

令和 2年 7月16日

名古屋市長 河 村 た か し

1 有料公園施設の名称

名城公園名古屋城

2 変更内容

令和 2年 7月21日から同年 8月31日までの供用時間について「午前 9時から午後 4時30分まで」を「午前 9時から午後 5時30分まで」に変更します。

名古屋市観光文化交流局名古屋城総合事務所

名古屋市告示第 450号

有料公園施設の供用時間の変更について

名古屋市都市公園条例（昭和34年名古屋市条例第15号）第18条の 4第 2項の規定により、次のとおり有料公園施設の供用時間を変更しますので、名古屋市都市公園条例施行細則（昭和34年名古屋市規則第14号）第 6条第 3項の規定により告示します。

令和 2年 7月17日

名古屋市長 河 村 た か し

1 有料公園施設の名称

徳川園庭園

2 変更内容

令和 2年 8月12日から同月16日までの供用時間について「午前 9時30分から午後 5時まで」を「午前 9時30分から午後 8時まで」に変更します。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

庁 中 一 般
精神保健福祉センター

名古屋市自殺対策推進本部規程（平成19年名古屋市達第47号）の一部を次のように改正する。

令和 2年 7月13日

名古屋市長 河 村 た か し

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後																																		
（庶務） 第 7条 推進本部の庶務は、健康福祉局障 害福祉部障害企画課において処理する。 別表 <table><tr><td>（略）</td><td></td></tr><tr><td>幹事</td><td>（略）</td></tr><tr><td>（略）</td><td></td></tr><tr><td>〃</td><td>健康福祉局高齢福祉部地域 ケア推進課長</td></tr><tr><td>（略）</td><td></td></tr><tr><td>〃</td><td>子ども青少年局子ども未来 企画部子ども未来企画室長</td></tr><tr><td>（略）</td><td></td></tr></table>	（略）		幹事	（略）	（略）		〃	健康福祉局高齢福祉部地域 ケア推進課長	（略）		〃	子ども青少年局子ども未来 企画部子ども未来企画室長	（略）		（庶務） 第 7条 推進本部の庶務は、健康福祉局健 康部健康増進課において処理する。 別表 <table><tr><td>（略）</td><td></td></tr><tr><td>幹事</td><td>（略）</td></tr><tr><td>（略）</td><td></td></tr><tr><td>〃</td><td>健康福祉局高齢福祉部地域 ケア推進課長</td></tr><tr><td>〃</td><td><u>健康福祉局障害福祉部障害 企画課長</u></td></tr><tr><td>〃</td><td><u>健康福祉局障害福祉部精神 保健福祉センター所長</u></td></tr><tr><td>（略）</td><td></td></tr><tr><td>〃</td><td>子ども青少年局子ども未来 企画部子ども未来企画室長</td></tr><tr><td>〃</td><td><u>子ども青少年局子ども未来 企画部主幹（子どもの権利 擁護に係る企画調整）</u></td></tr><tr><td>（略）</td><td></td></tr></table>	（略）		幹事	（略）	（略）		〃	健康福祉局高齢福祉部地域 ケア推進課長	〃	<u>健康福祉局障害福祉部障害 企画課長</u>	〃	<u>健康福祉局障害福祉部精神 保健福祉センター所長</u>	（略）		〃	子ども青少年局子ども未来 企画部子ども未来企画室長	〃	<u>子ども青少年局子ども未来 企画部主幹（子どもの権利 擁護に係る企画調整）</u>	（略）	
（略）																																			
幹事	（略）																																		
（略）																																			
〃	健康福祉局高齢福祉部地域 ケア推進課長																																		
（略）																																			
〃	子ども青少年局子ども未来 企画部子ども未来企画室長																																		
（略）																																			
（略）																																			
幹事	（略）																																		
（略）																																			
〃	健康福祉局高齢福祉部地域 ケア推進課長																																		
〃	<u>健康福祉局障害福祉部障害 企画課長</u>																																		
〃	<u>健康福祉局障害福祉部精神 保健福祉センター所長</u>																																		
（略）																																			
〃	子ども青少年局子ども未来 企画部子ども未来企画室長																																		
〃	<u>子ども青少年局子ども未来 企画部主幹（子どもの権利 擁護に係る企画調整）</u>																																		
（略）																																			

附 則

この達は、発布の日から施行する。

名古屋市上下水道局告示第15号

公共下水道の供用及び下水の処理を次のとおり開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき、次のとおり公示する。

なお、その関係図面は、令和2年7月17日から2週間名古屋市上下水道局経営本部営業部給排水設備課及び名古屋市上下水道局経営本部営業部営業所において一般の縦覧に供する。

令和2年7月16日

名古屋市上下水道局長 飯 田 貢

1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する日

令和2年8月1日

2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域並びに下水の処理を行う
終末処理場の位置及び名称

公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域				終末処理場の位置及び名称
区 名	町 名	字・丁目	摘 要	
千種区	猫 洞 通	1丁目	一部	南区元柴田西町 名古屋市上下水道局 柴田水処理センター
中川区	江 松 三 丁 目		〃	中川区中須町 名古屋市上下水道局 打出水処理センター
	横 井 二 丁 目		〃	〃
港区	秋 葉 二 丁 目		〃	〃
	大 西 一 丁 目		〃	〃
	大 西 二 丁 目		〃	〃

	大 西 三 丁 目		〃	〃
	南 陽 町	茶屋新田・三茶 茶屋新田・沼川原西上 茶屋新田・四茶 茶屋新田・四番割	〃	〃
	東 茶 屋 一 丁 目		〃	〃
守 山 区	吉 根	太鼓ヶ根	〃	北区米が瀬町 名古屋市上下水道局 守山水処理センター
	笹ヶ根一丁目		〃	〃
名 東 区	つ っ じ が 丘		〃	〃
	牧 の 里 二 丁 目		〃	天白区植田南一丁目 名古屋市上下水道局 植田水処理センター

3 供用を開始する排水施設の位置

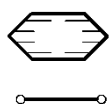
別添図面のとおり

4 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別

合 流 式	中川区
分 流 式	千種区 港区 守山区 名東区

排水施設の位置図

千種区（分流式）



供用開始区域

供用及び処理を開始する下水道

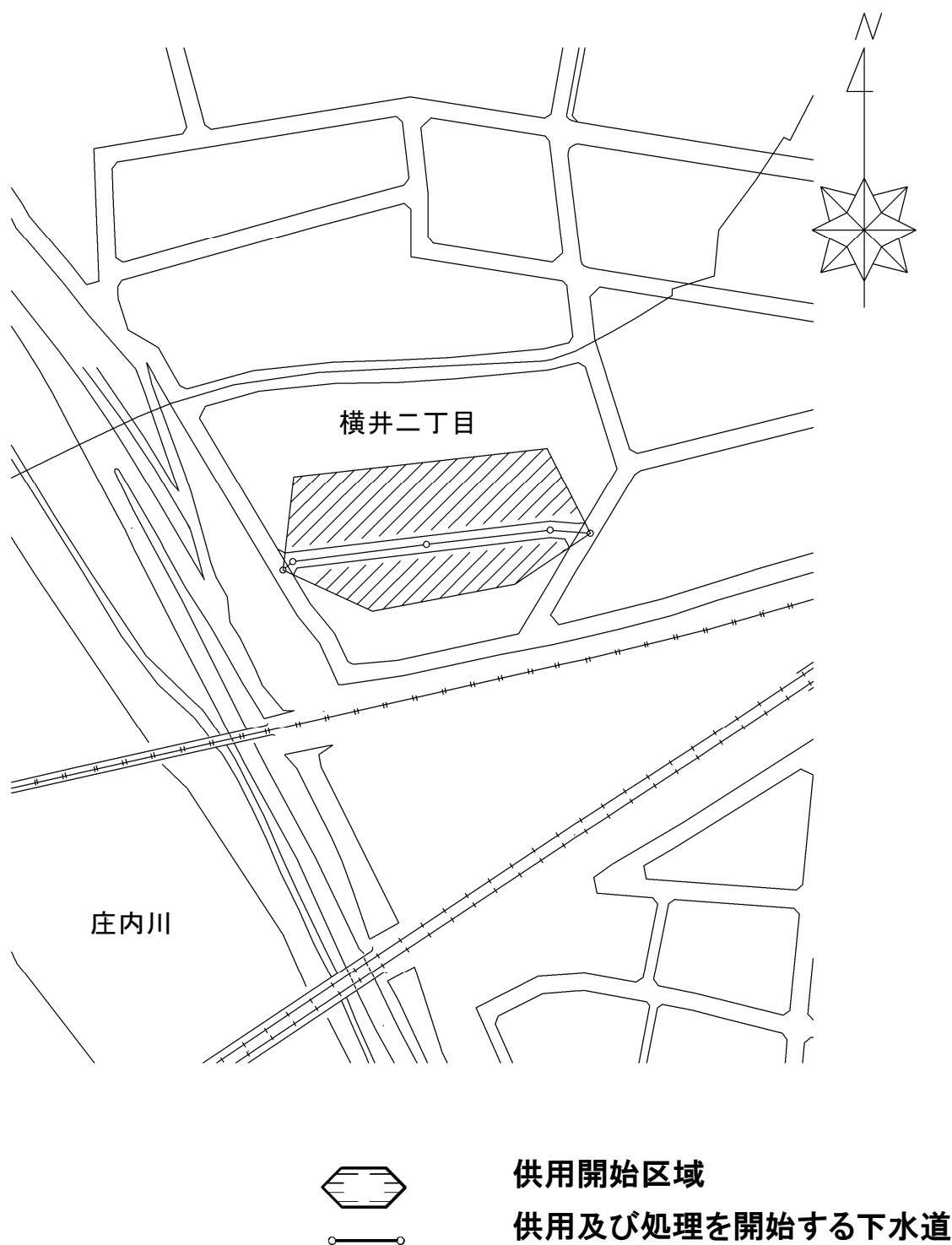
排水施設の位置図

中川区（合流式）No. 1



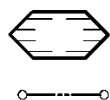
排水施設の位置図

中川区（合流式）No. 2



排水施設の位置図

港区（分流式）No. 1

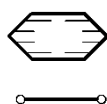
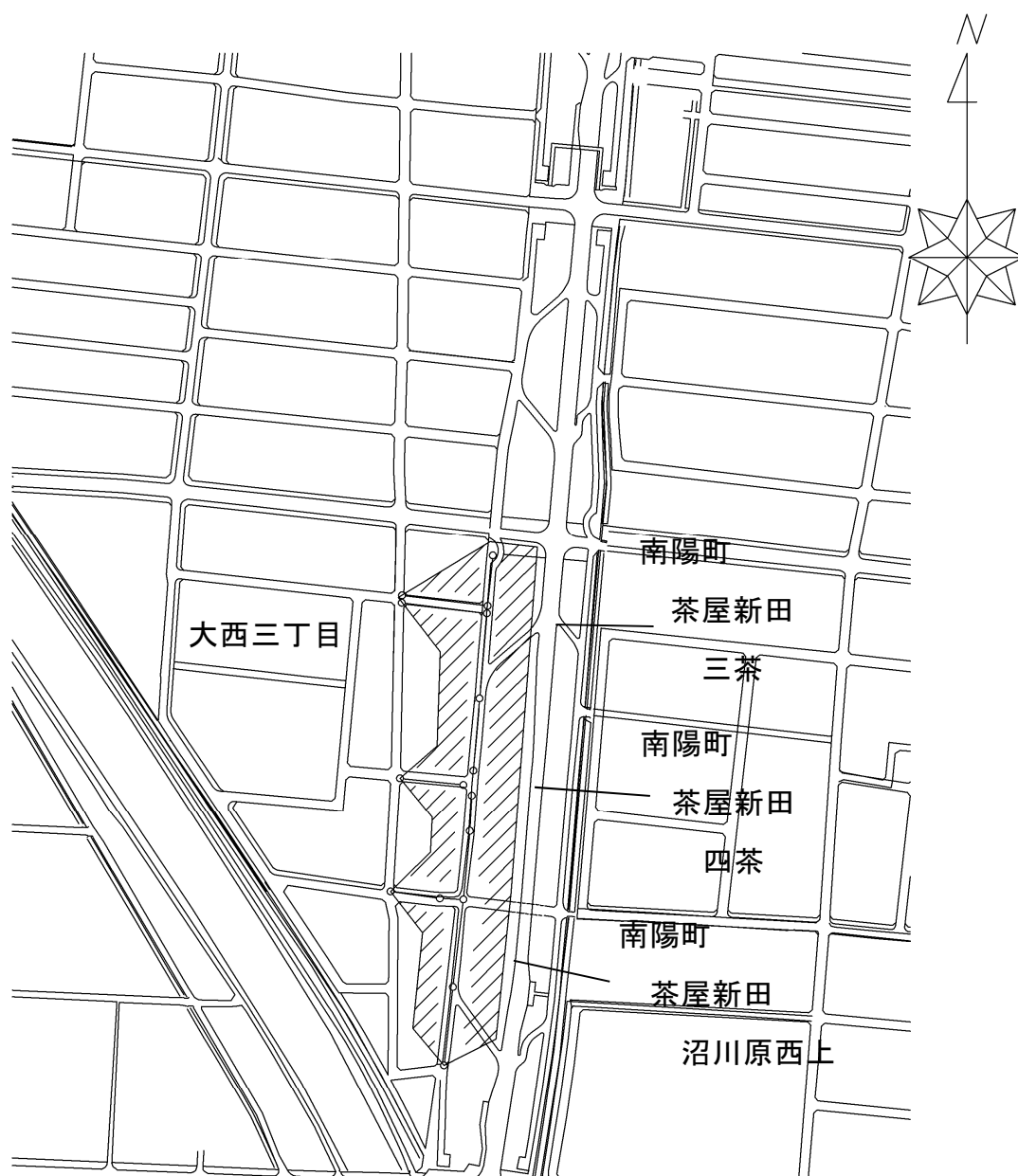


供用開始区域

供用及び処理を開始する下水道

排水施設の位置図

港区（分流式）No. 2

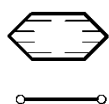
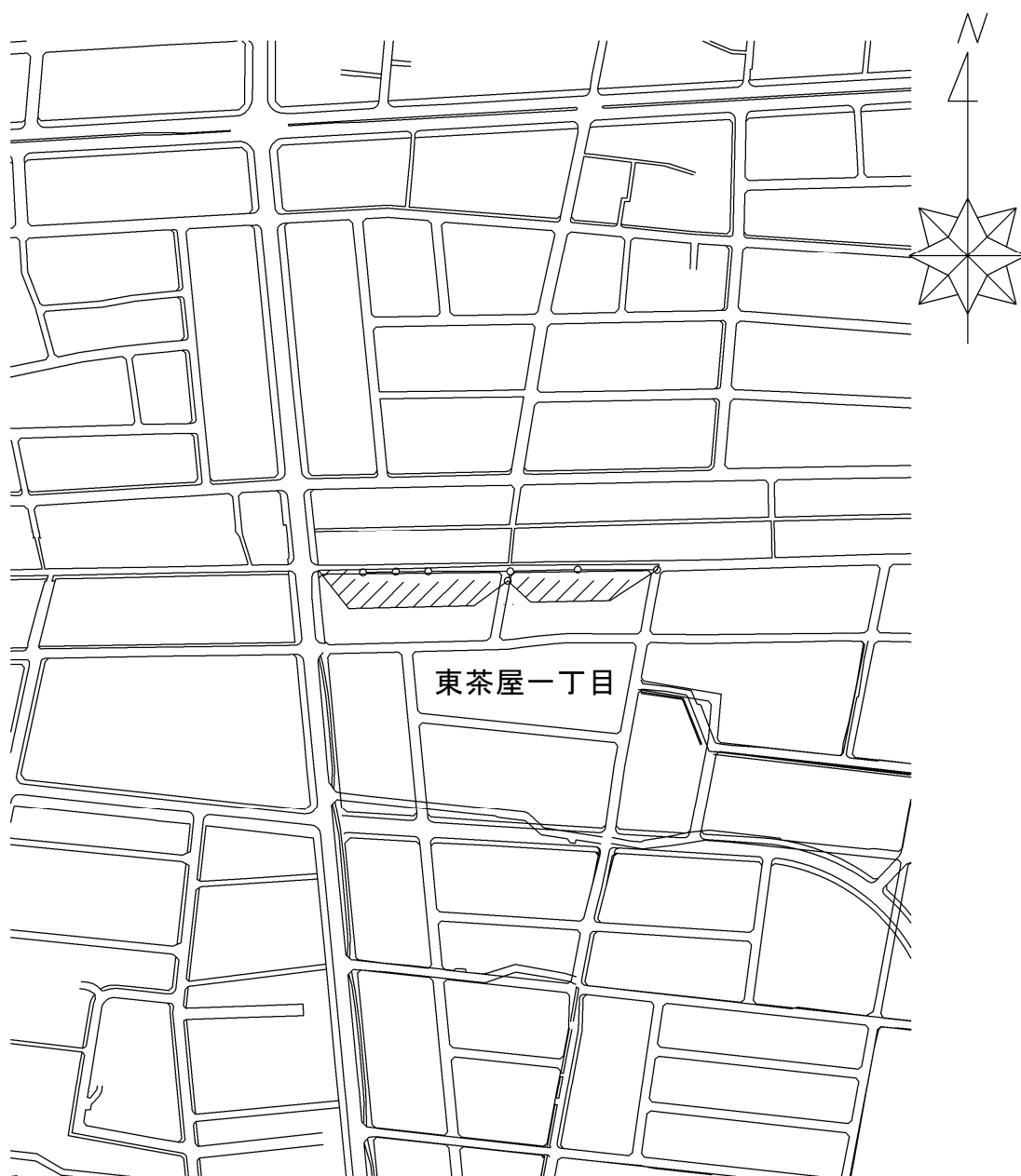


供用開始区域

供用及び処理を開始する下水道

排水施設の位置図

港区（分流式）No. 3

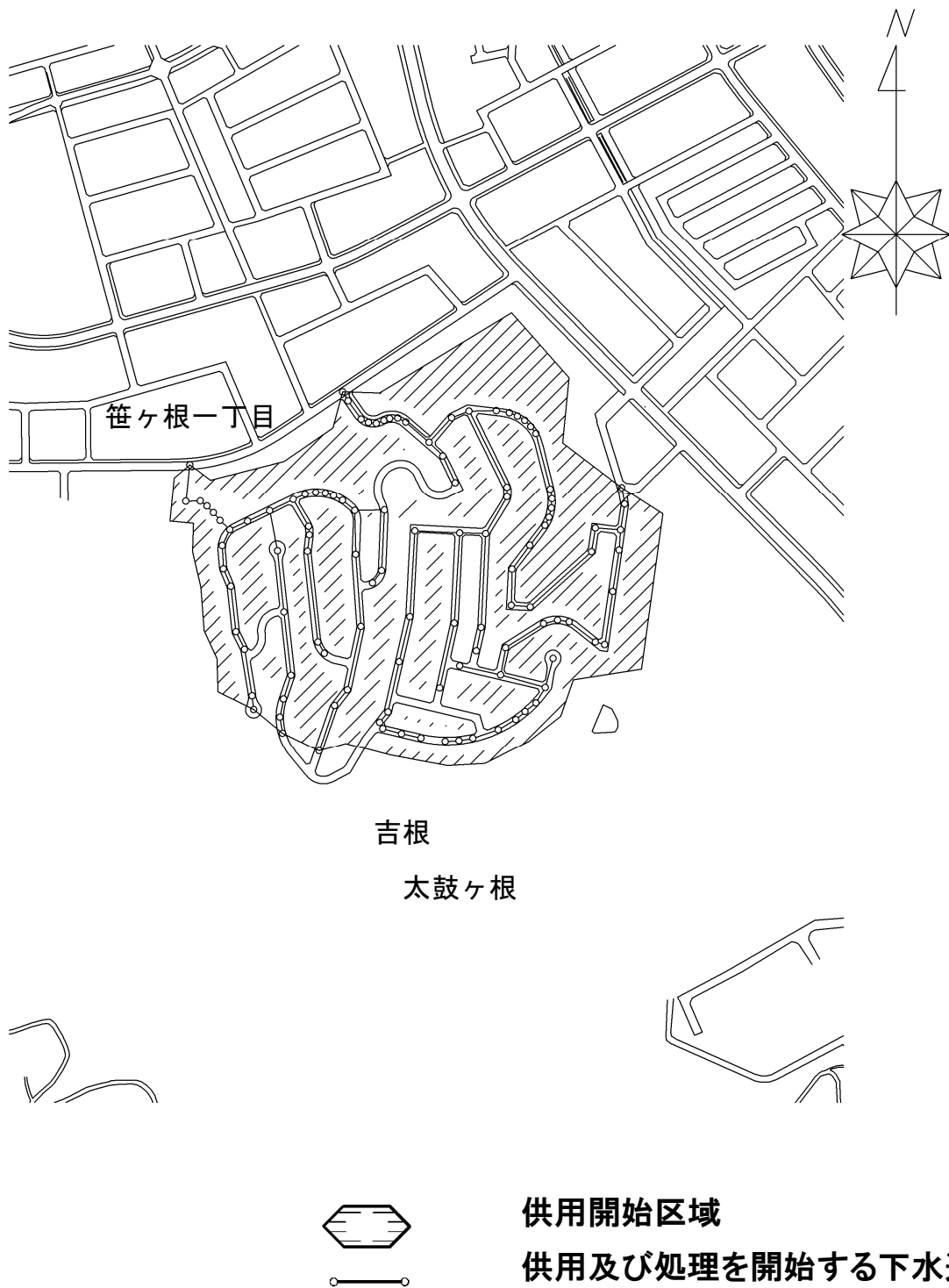


供用開始区域

供用及び処理を開始する下水道

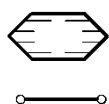
排水施設の位置図

守山区（分流式）



排水施設の位置図

名東区（分流式）No. 1

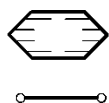
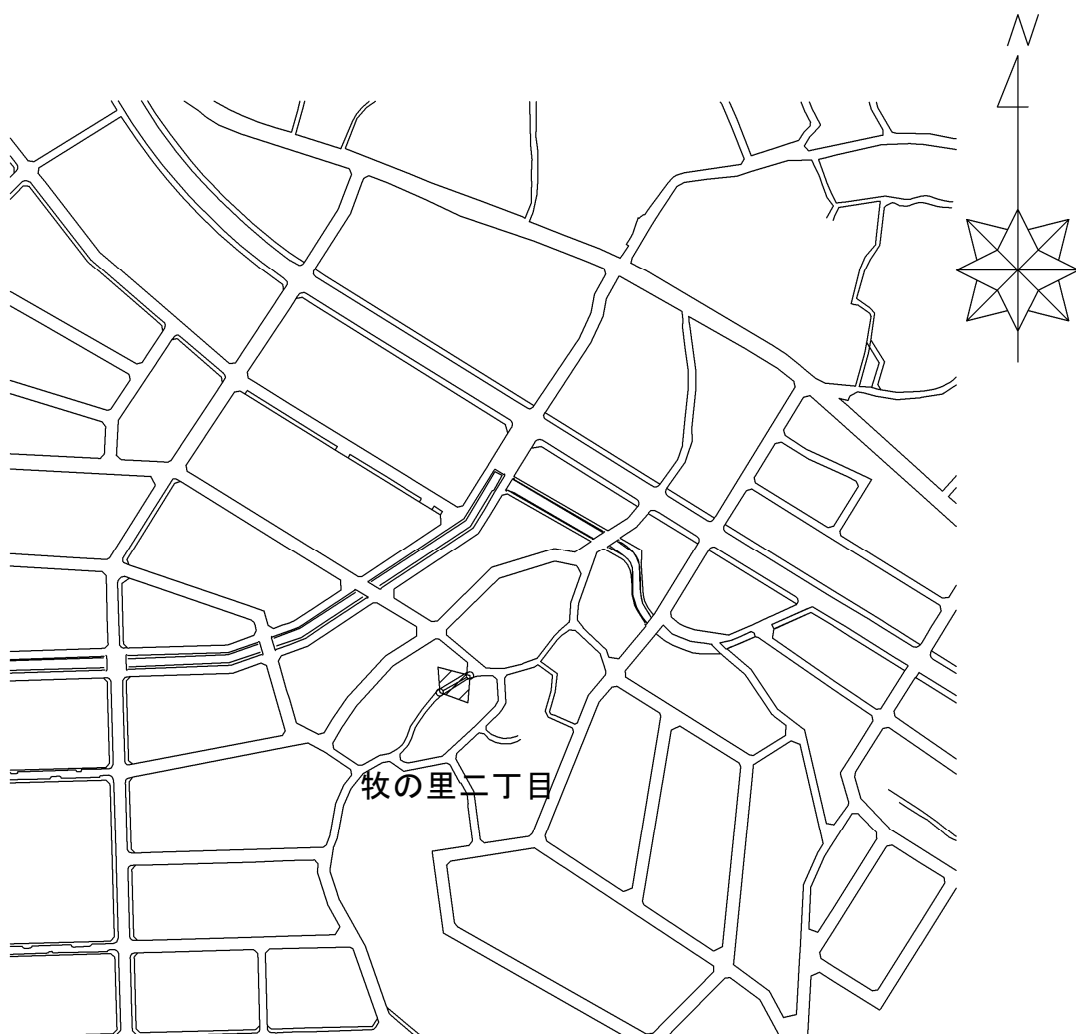


供用開始区域

供用及び処理を開始する下水道

排水施設の位置図

名東区（分流式）No. 2



供用開始区域

供用及び処理を開始する下水道

令和 2年度愛知県排水設備工事責任技術者試験等公告

令和 2年度愛知県排水設備工事責任技術者試験及び排水設備工事責任技術者更新講習を次のように実施するので、名古屋市上下水道局指定排水設備工事店規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第61号）第22条第 2項の規定により公告します。

令和 2年 7月14日

名古屋市上下水道局長 飯 田 貢

1 愛知県排水設備工事責任技術者試験

(1) 試験の日時

令和 2年11月29日（日） 午後 1時から午後 3時30分まで

(2) 試験の場所

TKP ガーデンシティ PREMIUM名駅西口

名古屋市中村区則武一丁目 6番 3号ベルヴェオフィス名古屋

(3) 試験の方法

筆記試験（マークシート方式）として実施します。

(4) 試験の受験資格

次のアからエまでのいずれかに該当する者

ア 高等学校の土木工学科、大学の土木工学科、大学院の土木工学研究科
又はこれらに相当する課程を修了して卒業した者

イ 高等学校、大学、大学院等を卒業した者で、試験日現在において、排水設備工事等の設計又は施工に関し、1年以上の実務経験を有する者

ウ 試験日現在において、排水設備工事等の設計又は施工に関し、2年以上の実務経験を有する者

エ 上記アからウまでに掲げる者に準ずる者として別に定める者

(5) 試験の申込み

ア 申込書の配布期間及び方法

令和 2年 7月 1日（水）から令和 2年 7月31日（金）までに次の(ア)
又は(イ)の方法で入手してください。

(ア) 中部地方下水道協会のウェブサイトからダウンロード

<http://www.jswa-chubu.jp/>

（中部地方下水道協会→県下水道協会→愛知県下水道協会）

(イ) 郵送による配布

「返信用封筒」（サイズ：角 2（A 4）横 240mm×縦 332mm：
定形外）を用意し、140円切手を貼り付けて「ウ 受付窓口」まで申
込んで下さい。

イ 申込書の受付期間

令和 2年 7月 1日（水）から令和 2年 7月31日（金）までに「ウ 受
付窓口」へ持参又は郵送（当日消印有効）してください。

ウ 受付窓口

郵便番号 453－0016

名古屋市中村区竹橋町35番22号

愛知県下水道協会 愛知県排水設備工事責任技術者試験等運営委員会
事務局分室（名古屋上下水道総合サービス株式会社内）

電話（052）459－0357

F A X（052）300－8933

(6) 受験手数料

7,000円

2 愛知県排水設備工事責任技術者更新講習

(1) 更新講習の日時及び場所

実施機関が指定することとし、次のア、イいずれかの日及び場所におい
て、第 1部（午前10時00分から午前10時35分まで）、第 2部（午前11時30
分から午後 0時05分まで）、第 3部（午後 2時00分から午後 2時35分ま
で）又は第 4部（午後 3時30分から午後 4時05分まで）のいずれか一方の
部を受講していただきます。

ア 令和 2年10月15日（木）

名古屋西文化小劇場

名古屋市西区花の木二丁目18番23号

イ 令和 2年10月20日（火）

岡崎市シビックセンター

愛知県岡崎市羽根町字貴登野15番地

(2) 更新講習の対象者

被登録資格の有効期限が、令和 3年 3月31日までの者

この講習を受講されない場合、被登録資格は失効します。

(3) 受講の申込み

ア 申込書の配布期間及び方法

令和 2年 8月 3日（月）から令和 2年 9月 8日（火）までに次の(ア)
又は(イ)の方法で入手してください。

(ア) 中部地方下水道協会のウェブサイトからダウンロード

<http://www.jswa-chubu.jp/>

（中部地方下水道協会→県下水道協会→愛知県下水道協会）

(イ) 郵送による配布

「返信用封筒」（サイズ：角 2（A 4）横 240mm×縦 332mm：
定形外）を用意し、140円切手を貼り付けて「ウ 受付窓口」まで申
込んで下さい。

イ 申込書の受付期間

令和 2年 8月 3日（月）から令和 2年 9月 8日（火）までに「ウ 受
付窓口」へ持参又は郵送（当日消印有効）してください。

ウ 受付窓口

郵便番号 453-0016

名古屋市中村区竹橋町35番22号

愛知県下水道協会 愛知県排水設備工事責任技術者試験等運営委員会
事務局分室（名古屋上下水道総合サービス株式会社内）

電話（052）459-0357

F A X（052）300-8933

(4) 受講手数料

6,000円

3 上記 1及び 2の実施機関及び問合せ先

愛知県下水道協会（問合せ先は 1(5)ウ及び 2(3)ウを参照）

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課

農業委員会総会の開催公告

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第27条第 1項の規定に基づき名古屋市農業委員会総会を開催するので、次のとおり公告する。

令和 2年 7月16日

名古屋市農業委員会会長 岩田 公雄

1 開催日時

令和 2年 7月20日（月）午後 2時00分

2 場所

名古屋市役所西庁舎12階 西12C会議室

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

3 議案

第40号議案 農地法第 3条の規定による所有権移転許可申請について

第41号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について

第42号議案 相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨
の証明願について

第43号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

名古屋市農業委員会事務局農政課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和 2年 7月17日

名古屋市長 河 村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

第二星ヶ丘ビル・星が丘テラス

名古屋市千種区星が丘元町1408番 ほか 5筆

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前			変更後		
名 称	代表者の氏 名	住 所	名 称	代表者の氏 名	住 所
東山遊園(株)	代表取締役 水野 茂生	名古屋市千種区星が丘元町14番35号	変更なし	代表取締役 水野 宏洋	変更なし

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

No.	変更前			変更後			変更年月日
	名 称	代表者の氏 名	住 所	名 称	代表者の氏 名	住 所	
1	(株)ワールドリビングスタイル	代表取締役 西川 信一	東京都目黒区中目黒一丁目 8番 1号	(株)ワンズテラス	変更なし	変更なし	平成29年4月1日
2	東京シャツ(株)	代表取締役 五十部 雅昭	東京都千代田区東神田二丁目 8番12号	変更なし	代表取締役 鈴木 弘之	東京都台東区駒形 1丁目 3番16号	平成29年6月19日

3	(株)フィス	代表取締役 今泉 雅之	大阪府中央 区瓦町二丁 目 4番15号	変更なし	代表取締役 今泉 治朗	変更なし	平成 29年 8月 31日
4	ギャップジ ヤパン(株)	代表取締役 ステイーブ ン・セア	東京都渋谷 区千駄ヶ谷 五丁目32番 10号	変更なし	代表取締役 マシュー コリン	変更なし	令和 元年 12月 13日
5	(株)サンエー ・ビーディ ー	代表取締役 前川 正典	東京都世田 谷区玉川二 丁目21番 1 号	変更なし	変更なし	東京都港区 南青山 1丁 目 1番 1号	平成 26年 3月 3日
6	(有)メタルク ラフトZ I Z I	代表取締役 原 英寛	名古屋市千 種区東山通 1丁目15番 地 1	変更なし	変更なし	名古屋市昭 和区八事富 士見 304番 地	平成 28年 10月 18日
7	(株)ユナイテ ッドアロー ズ	代表取締役 竹田 光広	東京都渋谷 区神宮前三 丁目31番12 号	変更なし	変更なし	東京都渋谷 区神宮前三 丁目28番 1 号	平成 29年 5月 12日
8	(株)バリュー プランニン グ	代表取締役 井元 泰生	神戸市中央 区坂口通 7 丁目 2番17 号	変更なし	代表取締役 井元 憲生	変更なし	令和 2年 6月 21日
9	(株)栗原	代表取締役 栗原 亮	大阪府西区 靱本町二丁 目 7番 6号	—	—	—	平成 29年 7月 31日
10	ローラアシ ュレイジャ パン(株)	代表取締役 前川 浩司	東京都渋谷 区神宮前三 丁目35番 8 号	—	—	—	平成 30年 1月 31日
11	(株)ラッシュ ジャパン	代表取締役 ロウィーナ ・バード	神奈川県愛 甲郡愛川町 中津4027番 地 3	—	—	—	平成 30年 1月 31日
12	タキヒョー (株)	代表取締役 滝 一夫	名古屋市西 区牛島町 6 番 1号	—	—	—	平成 30年 1月 31日
13	コントワー ・デ・コト ニエ・ジャ パン(株)	代表取締役 原 洋子	山口県山口 市佐山 717 番地 1	—	—	—	平成 31年 1月 31日
14	(株)エービー シーマート	代表取締役 野口 実	東京都渋谷 区道玄坂一 丁目12番 1 号	—	—	—	平成 31年 1月 31日

15	(株)ボーネル ンド	代表取締役 中西 弘子	東京都渋谷 区神宮前一 丁目 3番12 号	—	—	—	平成 31年 1月 31日
16	(株)Y o g i b o J a p a n	代表取締役 木村 誠司	大阪市中心 区瓦町三丁 目 6番 5号	—	—	—	令和 元年 8月 31日
17	(有)一誠堂	代表取締役 杉浦 一幸	愛知県半田 市北二ツ坂 町一丁目10 番地10	—	—	—	令和 2年 5月 31日
18	—	—	—	(株)K n o t 遠藤 弘満	代表取締役	東京都武蔵 野市吉祥寺 本町 2丁目 33番 8号	平成 29年 9月 1日
19	—	—	—	トレック・ ジャパン(株)	代表取締役 田村 芳隆	兵庫県西宮 市大井手町 7番28号	平成 30年 2月 1日
20	—	—	—	テネリータ (株)	代表取締役 中西 俊文	東京都渋谷 区神宮前 丁目27番 8 号	平成 30年 8月 1日
21	—	—	—	(株)モトベロ ・プラス	代表取締役 里吉 晃	東京都渋谷 区猿楽町14 番23号	平成 30年 9月 1日
22	—	—	—	(株)アール・ エス・エス	代表取締役 北澤 聖吾	名古屋市昭 和区檀溪通 2丁目14番 地	平成 30年 9月 1日
23	—	—	—	(株)和愛グル ープ	代表取締役 若山 陽一 郎	愛知県小牧 市小木東 2 丁目 113番 地	令和 元年 9月 1日
24	—	—	—	(株)大醐	代表取締役 後藤 裕一	名古屋市北 区柳原二丁 目 8番 3号	令和 2年 2月 1日

3 変更の日

- (1) 設置者については、令和元年 6月10日
- (2) 小売業者については、2(2)で既述

4 変更した理由

- (1) 設置者については、代表者変更のため
- (2) No. 1の小売業者については、名称変更のため
- (3) No. 2の小売業者については、代表者及び住所変更のため
- (4) No. 3及びNo. 4の小売業者については、代表者変更のため
- (5) No. 5からNo. 7までの小売業者については、住所変更のため
- (6) No. 8の小売業者については、代表者の誤記修正のため
- (7) No. 9からNo.17までの小売業者については、退店のため
- (8) No.18からNo.24までの小売業者については、入店のため

5 届出の日

令和 2年 6月25日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 2年 7月17日から同年11月17日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 2年11月17日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6条第 1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第 3項において準用する同法第 5条第 3項の規定により次のとおり公告します。

令和 2年 7月17日

名古屋市長 河 村 た か し

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

m o z o ワンダーシティ

名古屋市西区二方町40番 5 ほか17筆

2 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

No.	変更前			変更後			変更年月日
	名 称	代表者の氏 名	住 所	名 称	代表者の氏 名	住 所	
1	コントワー・デ・コトニエ ジャパン(株)	代表取締役 原 洋子	山口県山口市佐山 717番地 1	—	—	—	令和 2年 1月 31日
2	ジースターリテイルジヤパン(株)	代表取締役 鹿子木 光	東京都渋谷区神宮前二丁目 4番12号	—	—	—	令和 元年 7月 31日
3	(株)フィットハウス	代表取締役 吉田 直人	岐阜県可児市下恵土 868番地	—	—	—	令和 元年 8月 1日
4	(株)丸澤屋	代表取締役 澤木 孝夫	名古屋市中原区山王四丁目 6番 2号	—	—	—	令和 元年 9月 13日

5	—	—	—	青山商事(株)	代表取締役 青山 理	広島県福山市王子町一丁目 3番 5号	令和元年 10月18日
6	—	—	—	アシックス ジャパン(株)	代表取締役 小林 淳二	東京都江東区新砂三丁目 1番18号	令和2年 3月13日
7	—	—	—	(株)アルペン	代表取締役 水野 敦之	名古屋市中区丸の内二丁目 9番40号	令和元年 10月18日
8	—	—	—	(株)OPA	代表取締役 山崎 満寿	千葉県美浜区中瀬二丁目 6番地 1	令和元年 10月18日
9	—	—	—	河淳(株)	代表取締役 河崎 淳三郎	東京都中央区日本橋浜町三丁目15番 1号	令和2年 3月19日
10	—	—	—	(株)ジェニイ	代表取締役 平原 亮太	大阪府中央区安土町一丁目 5番 8号	令和2年 3月13日
11	—	—	—	ベネリック (株)	代表取締役 小椋 隆弘	東京都千代田区神田駿河台二丁目 9番地	令和2年 4月30日
12	—	—	—	(株)リーガル コーポレー ション	代表取締役 岩崎 幸次郎	千葉県浦安市日の出二丁目 1番 8号	令和元年 10月18日
13	(株)アントレ ックス	代表取締役 多田 崇哲	東京都新宿区新宿二丁目19番 1号	変更なし	代表取締役 鱸居 隆三	変更なし	令和2年 1月14日
14	ギャップジ ヤパン(株)	代表取締役 ステイーブ ン・セア	東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目32番10号	変更なし	代表取締役 マシュー・ コリン	変更なし	令和元年 7月17日
15	(株)三交シー エルツー	代表取締役 藤井 俊彰	名古屋市中区錦三丁目5番27号	変更なし	代表取締役 武藤 隆行	変更なし	令和元年 6月14日
16	(株)大創産業	代表取締役 矢野 博丈	広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号	変更なし	代表取締役 矢野 靖二	変更なし	平成30年 3月1日

17	(株)レイ・カズン	代表取締役 宮腰 敦	東京都渋谷区千駄ヶ谷三丁目24番9号	変更なし	代表取締役 足達 成幸	変更なし	平成31年3月17日
18	(株)F・O・インターナショナル	代表取締役 小野 行由	神戸市中央区三宮町二丁目 4番 1	変更なし	変更なし	神戸市中央区磯上通七丁目 1番 5号	平成31年2月1日
19	(株)サマンサタバサジャパンリミテッド	代表取締役 寺田 和正	東京都港区北青山一丁目 2番 3号	変更なし	変更なし	東京都港区三田一丁目 4番 1号	令和元年7月1日
20	(株)ヤマダヤ	代表取締役 山田 太郎	名古屋市西区城西一丁目 3番 5号	変更なし	変更なし	名古屋市西区城西一丁目 3番 1号	令和元年5月22日
21	(株)山文	代表取締役 奥村 明夫	名古屋市熱田区伝馬三丁目 2番 5号	変更なし	変更なし	名古屋市熱田区伝馬三丁目 2番 18号	令和元年6月20日
22	(株)ライトオン	代表取締役 川崎 純平	茨城県つくば市吾妻一丁目11番地 1	変更なし	変更なし	茨城県つくば市小野崎260番地 1	令和元年8月1日
23	ジーエスエムジャパン(株)	代表取締役 サミー・ユ一	大阪市中央区博労町四丁目 3番 2号	ボードライダーズジャパン(株)	変更なし	東京都渋谷区神宮前六丁目27番 8号	令和元年8月1日
24	(株)澤屋	代表取締役 飯田 恭一	愛知県海部郡蟹江町大字須成字門屋敷下1362番地	変更なし	代表取締役 飯田 崇比呂	愛知県海部郡蟹江町須成西五本2148番地	平成27年9月10日

3 変更の日

2で既述

4 変更した理由

- (1) No. 1からNo. 4までの小売業者については、退店のため
- (2) No. 5からNo.12までの小売業者については、入店のため
- (3) No.13からNo.17までの小売業者については、代表者変更のため
- (4) No.18からNo.22までの小売業者については、住所変更のため
- (5) No.23の小売業者については、名称及び住所変更のため

(6) №24の小売業者については、代表者及び住所変更のため

5 届出の日

令和 2年 6月15日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 2年 7月17日から同年11月17日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 2年11月17日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課